

第6回清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会

次 第

日時：2023年9月4日（月）14時～16時

市役所4階 研修室1・2

- | | | |
|---------------------|-----------|------|
| 1. 前回の議事 … 事務局 | 資料 1 | |
| 2. 議題 | | |
| 報告事項 | | |
| (1) 小中一貫教育について | | |
| (2) 配置/建て替え計画について | 資料 2・3・4 | |
| (3) 清瀬小学校教職員意見交換会報告 | 参考資料 1 | |
| 協議事項（グループワーク） | | |
| (4) 配置/建て替え計画 | | |
| 4案について各委員の意見収集 | | |
| (5) 各室/スペース計画 | | |
| ・教室まわり | 資料 5 | |
| ・学校図書館 | 資料 6 | |
| ・管理諸室（修正案） | 資料 7 | |
| ・体育館（修正案） | 資料 8 | |
| (6) テーマ別の計画課題 | | |
| ・避難所計画 | 資料 9 | |
| ・地域開放と安全対策 | 資料 10 | |
| ・地球環境配慮と学校施設 | 資料 11 | |
| ・ICT環境と教育 DX | 資料 12 | |
| 3. 次回の日程調整 | | |
| ・第7回策定委員会 | 10月2日（月） | 13時～ |
| ・第8回策定委員会 | 10月17日（火） | 15時～ |

□資料

- 資料 1.清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定第 5 回策定委員会議事録（案）
- 資料 2 - 1. 清瀬新校計画 A 案（南東配置）ブロックプラン
- 資料 2 - 2. 清瀬新校計画 A 案（南東配置）建て替え手順イメージ
- 資料 2 - 3. 清瀬新校計画 B1 案（北東配置）ブロックプラン
- 資料 2 - 4. 清瀬新校計画 B1 案（北東配置）建て替え手順イメージ
- 資料 2 - 5. 清瀬新校計画 B2 案（北東配置_仮設校舎あり）ブロックプラン
- 資料 2 - 6. 清瀬新校計画 B2 案（北東配置_仮設校舎あり）建て替え手順イメージ
- 資料 2 - 7. 清瀬新校計画 C 案（北西配置）ブロックプラン
- 資料 2 - 8. 清瀬新校計画 C 案（北西配置）建て替え手順イメージ
- 資料 3.建設スケジュールの検討
- 資料 4.配置/建て替え計画比較表
- 資料 5.教室まわりのレイアウトイメージ
- 資料 6.学校図書館の構成（案）
- 資料 7.管理諸室の構成（修正案）
- 資料 8.体育館の構成（修正案）
- 資料 9.避難所計画（案）
- 資料 10.地域開放と安全対策（案）
- 資料 11.地球環境配慮と学校施設のあり方（案）
- 資料 12.ICT 環境と教育 DX（案）

参考資料 1.第 2 回清瀬小学校教職員意見交換会議事録（案）

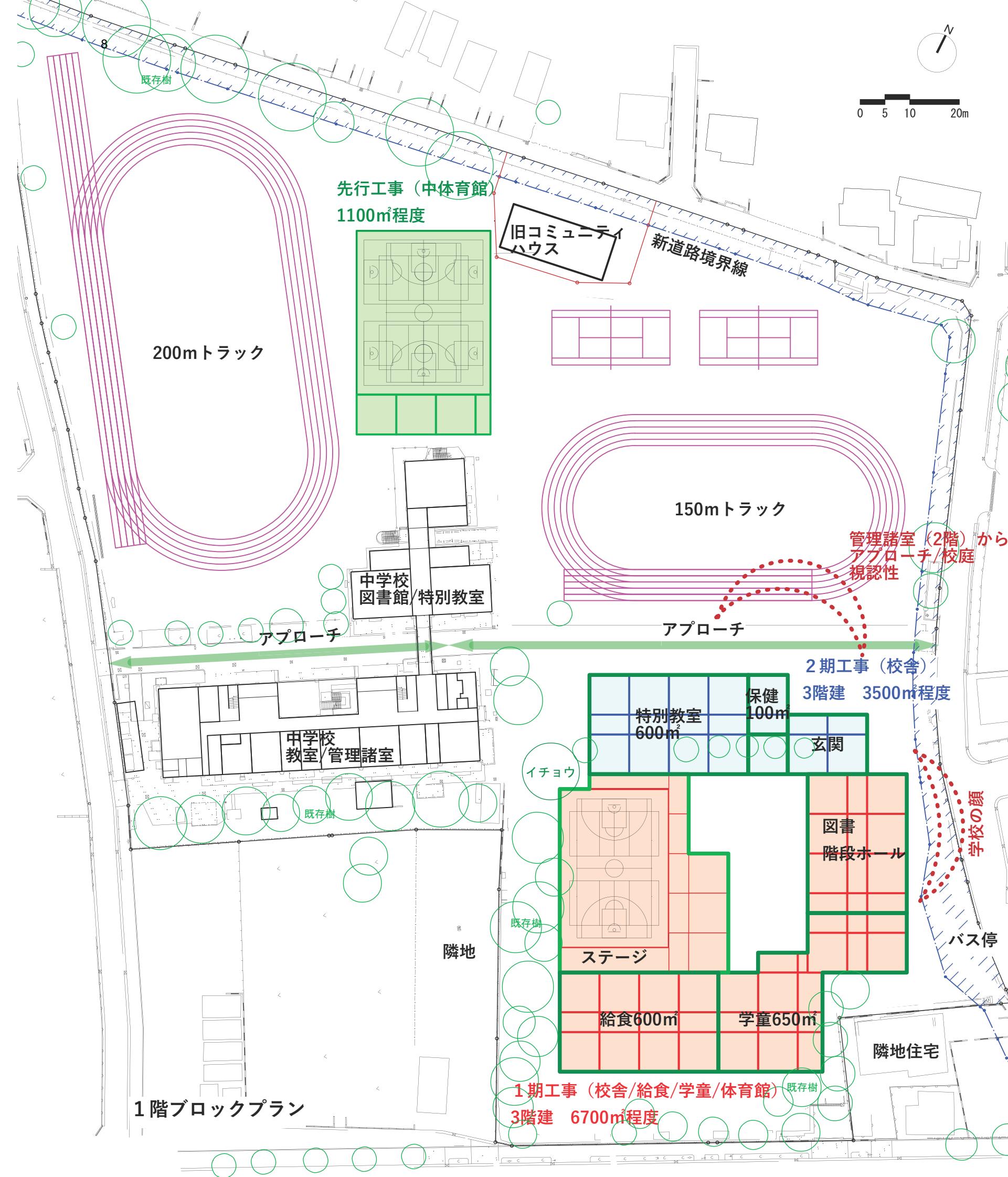
参考資料 2.清瀬市地域防災計画 抜粋

参考資料 3.清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針 抜粋

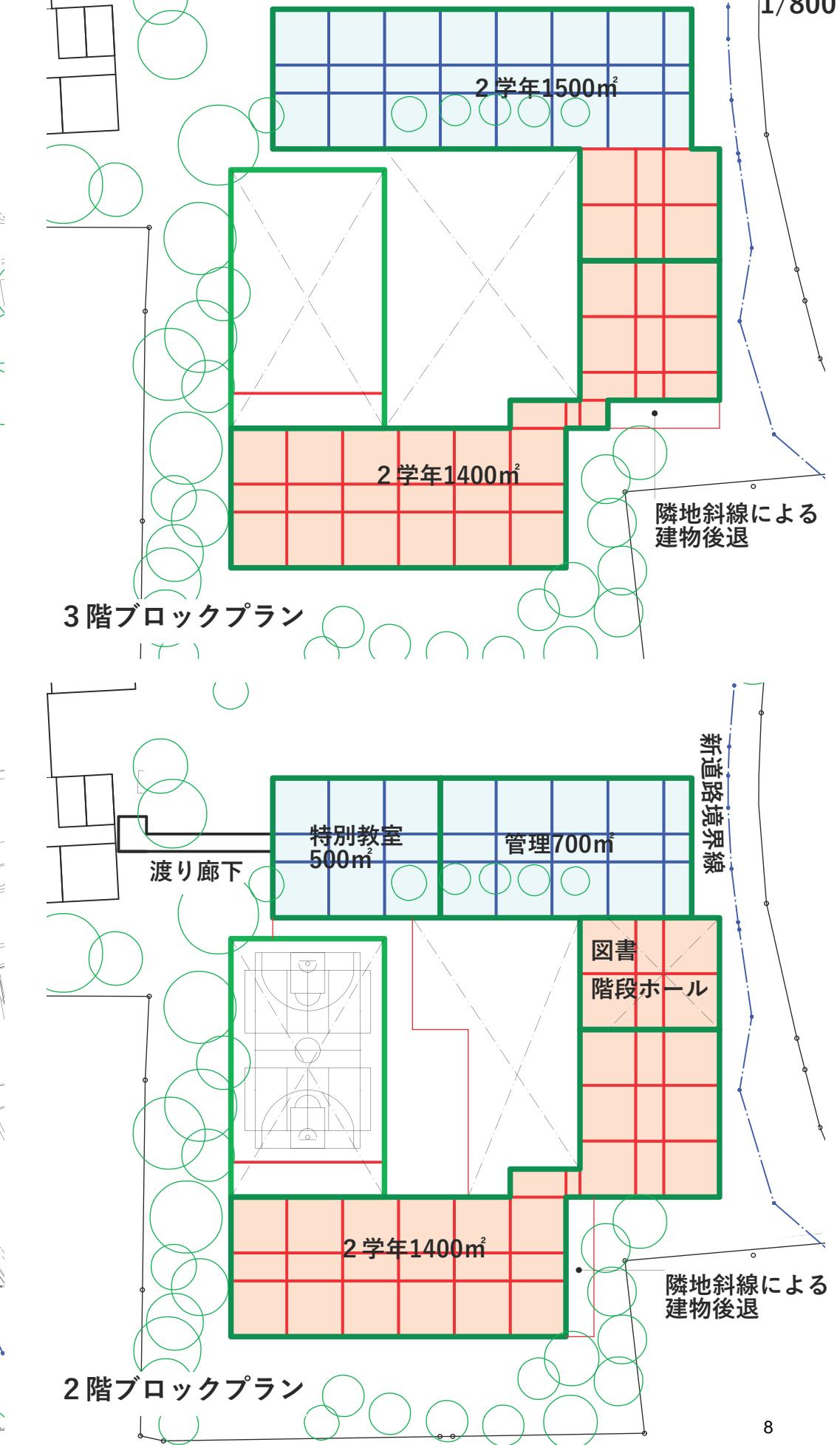
参考資料 4.清瀬市立学校施設のスポーツ及び遊び場開放に関する規則(一部抜粋)

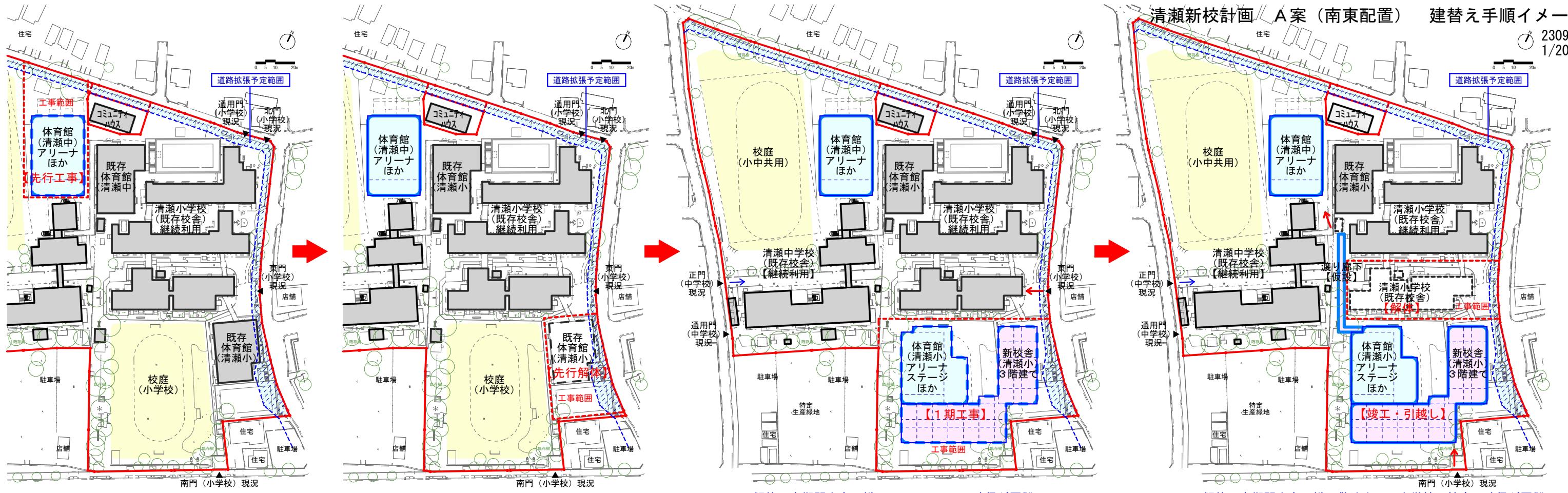
参考資料 5.第 4 回市民ワークショップのまとめ

参考資料 6.視察校の紹介

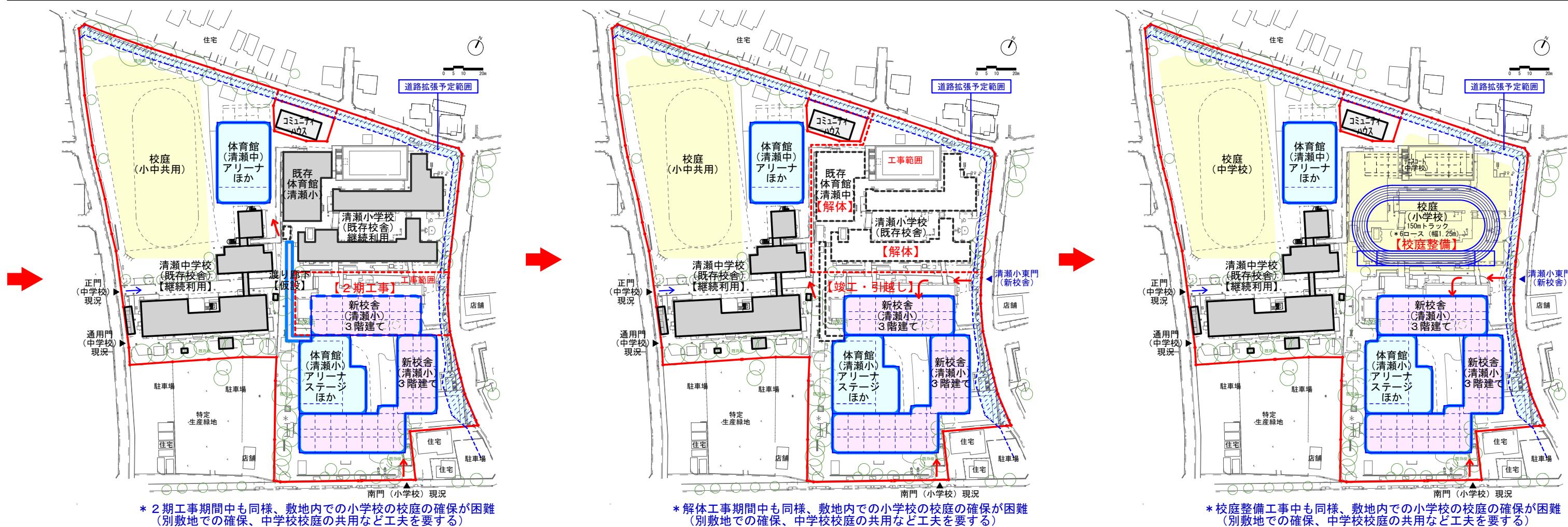


第6回清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会 資料2-1
清瀬新校計画 A案（南東（現小校庭）配置） ブロックプラン
230904
1/800





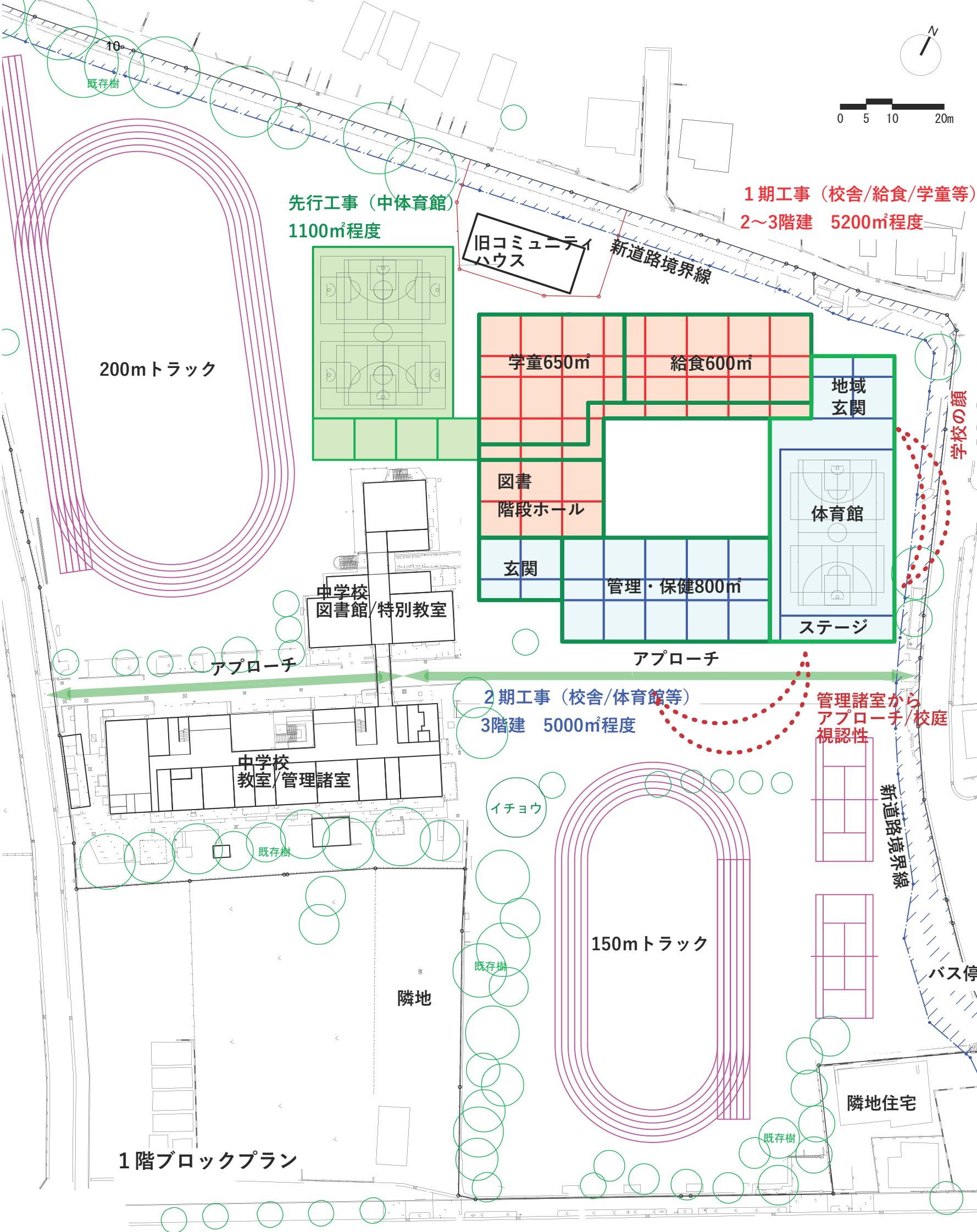
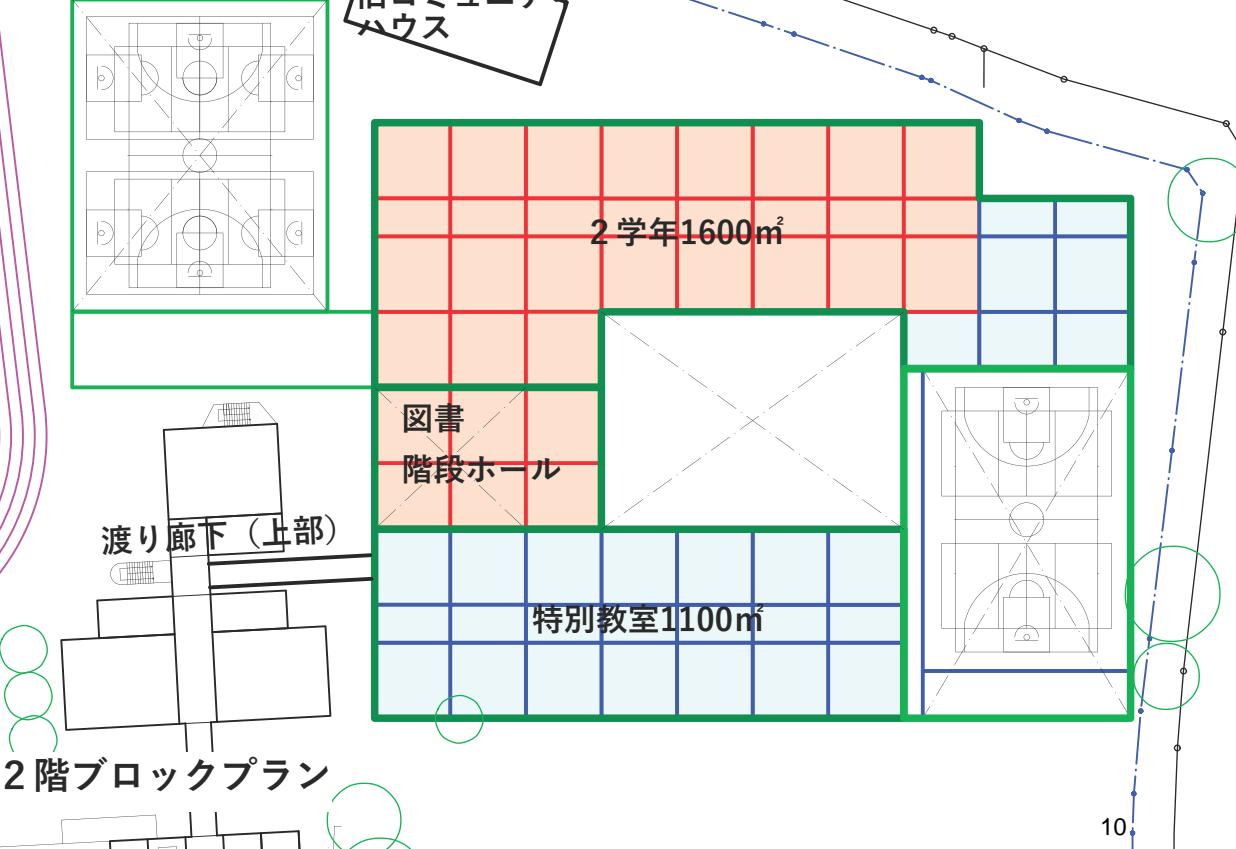
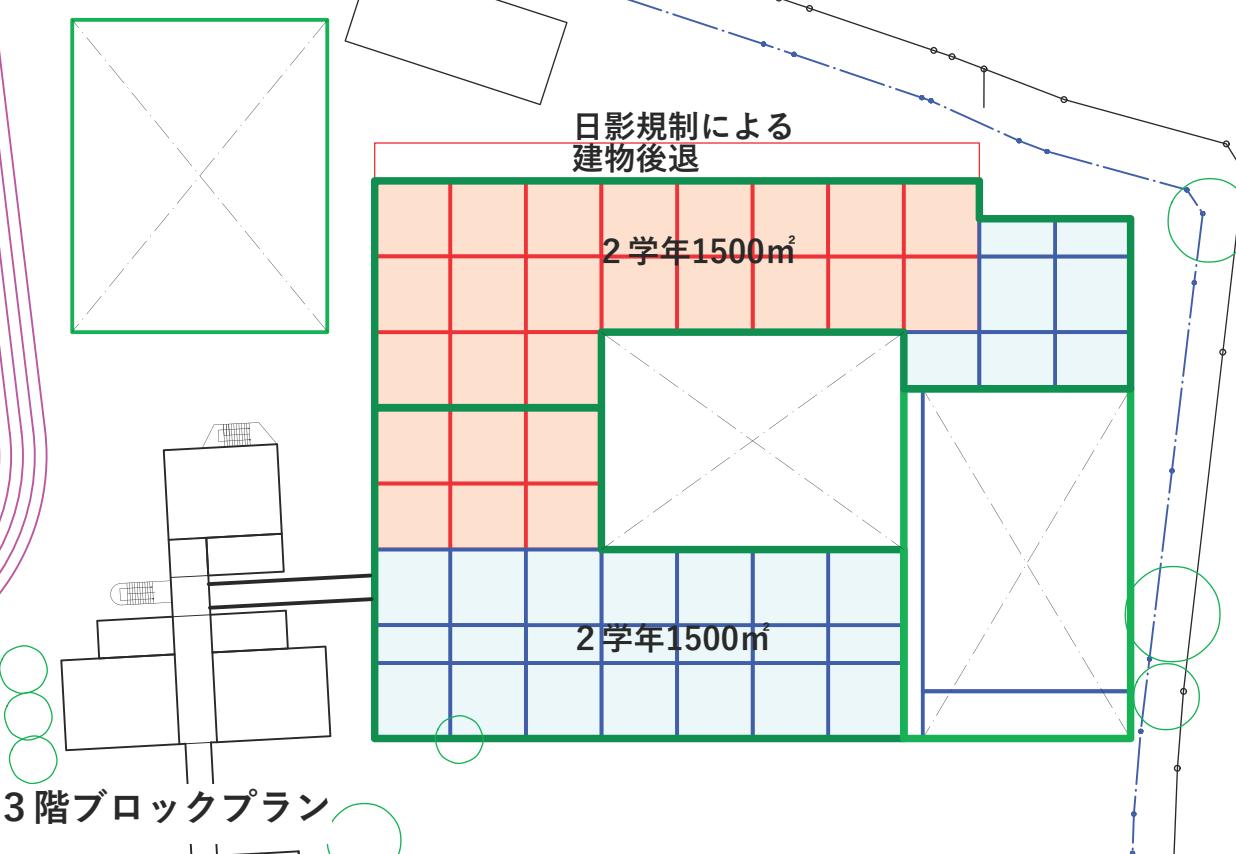
* 解体工事期間中も同様、敷地内での中学校の校庭の確保が困難
(別敷地での確保、小学校校庭の共用など工夫をする)



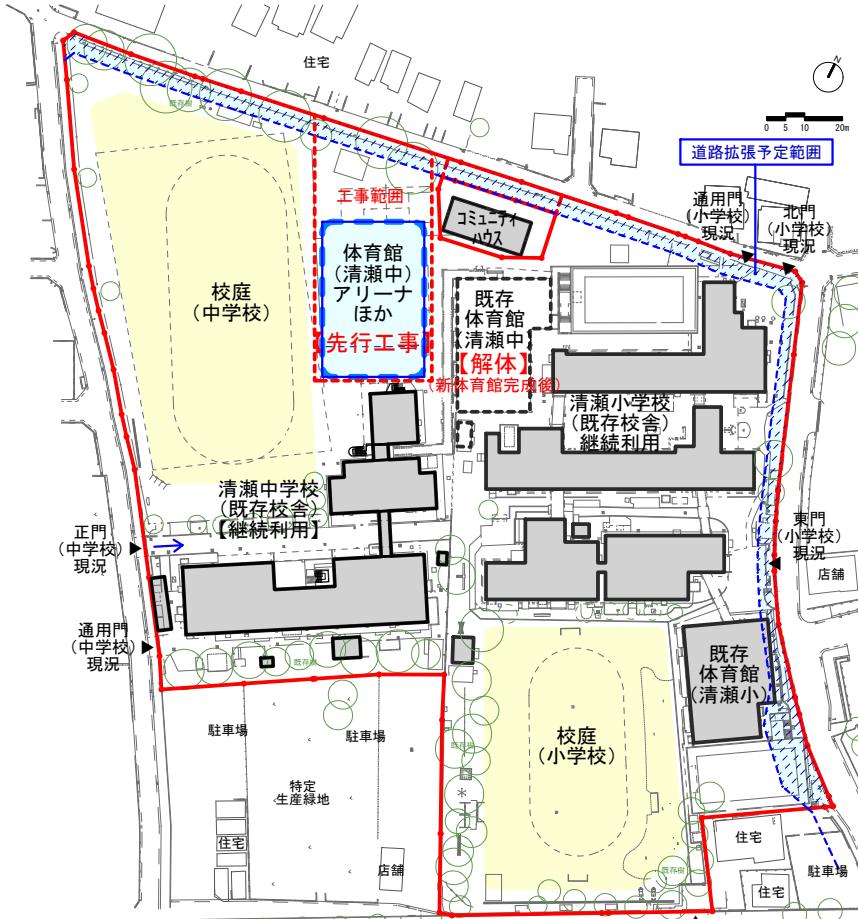
* 校庭整備工事中も同様、敷地内での小学校の校庭の確保が困難
(別敷地での確保、中学校校庭の共用など工夫をする)

※記載の建て替え手順は、イメージであり変更の可能性があります。

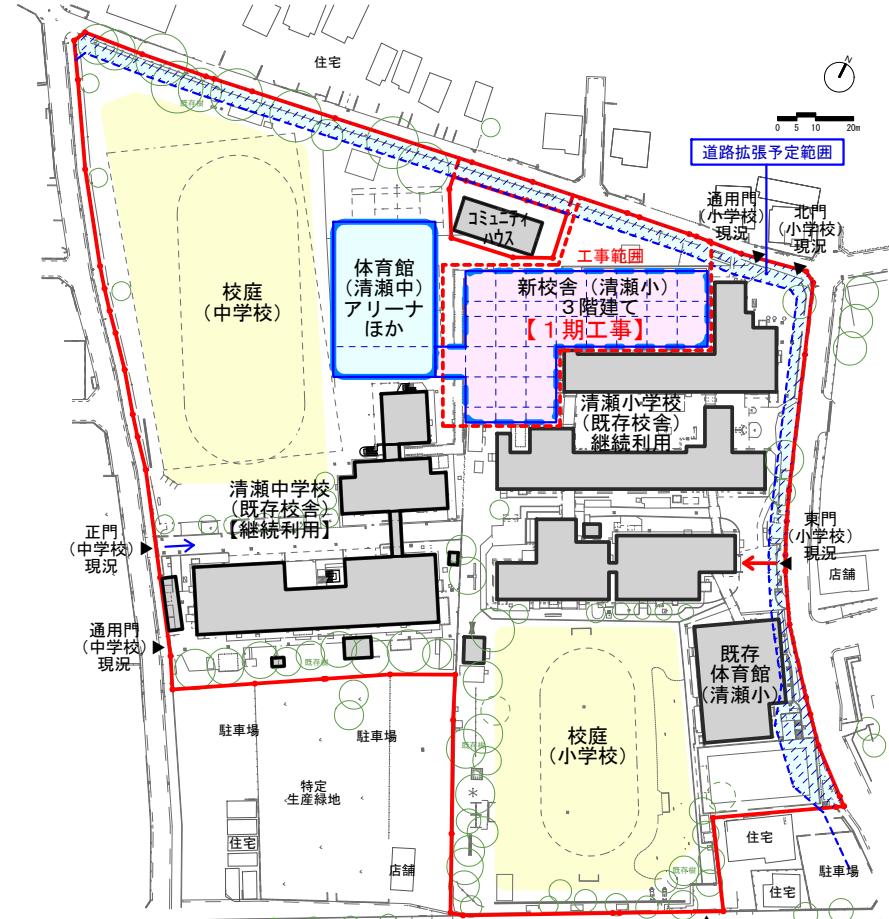
第 0 回 清瀬市新校舎設置に向けた基本構造及び基本計画案要覧会 資料 2-3



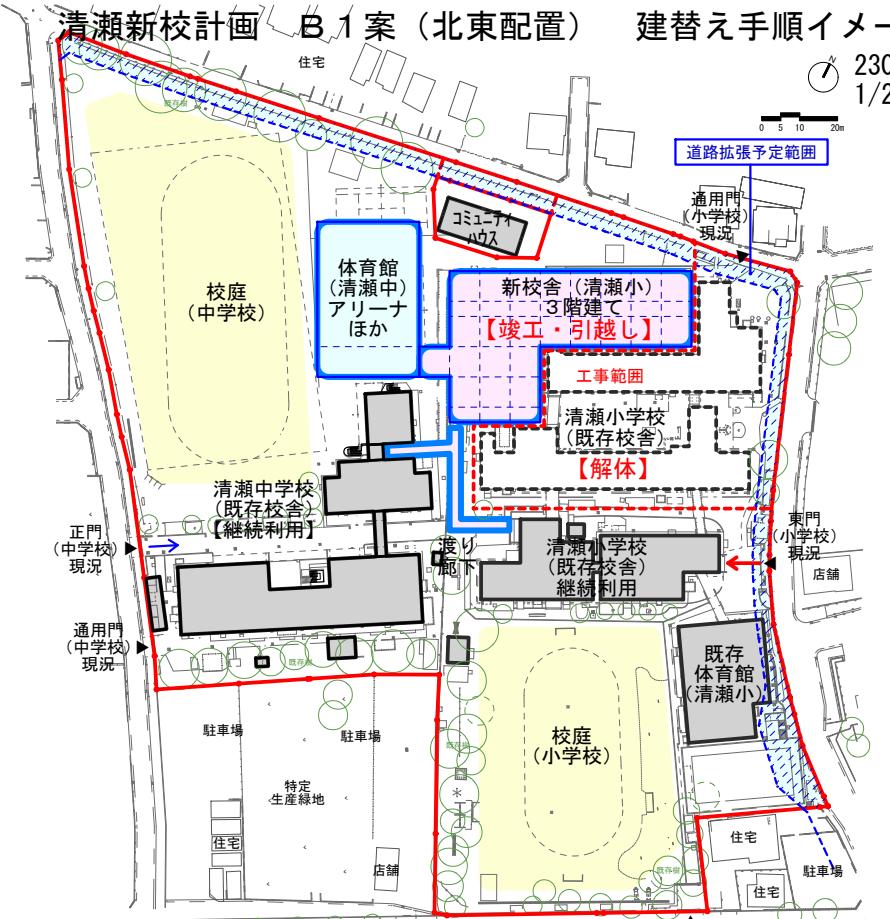
11



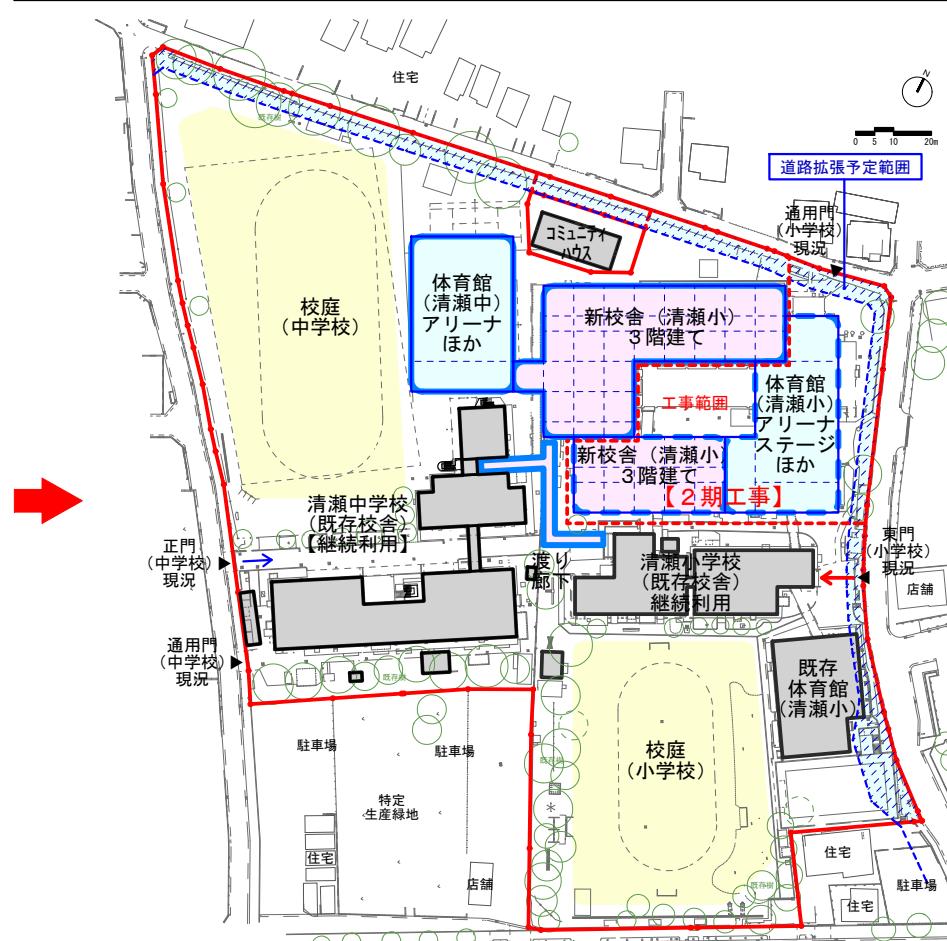
* 工事期間中、敷地内でのテニスコートの確保が困難
(別敷地での確保など工夫をする)



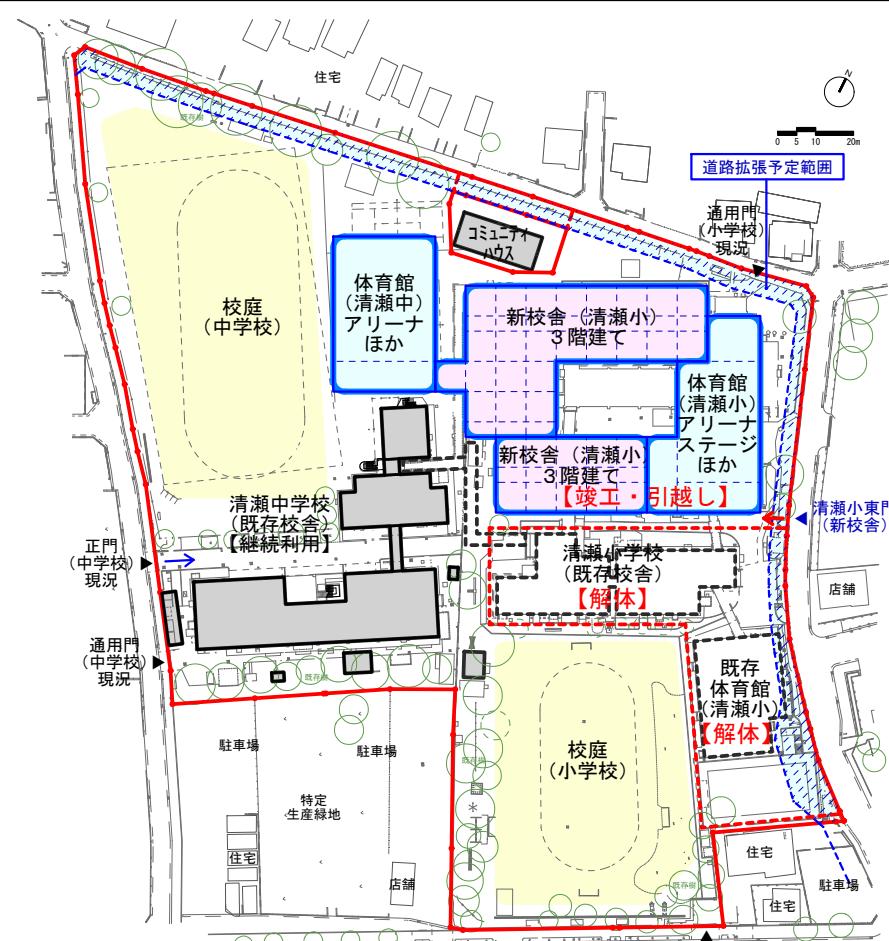
* 工事期間中、敷地内でのテニスコートの確保が困難
(別敷地での確保など工夫をする)



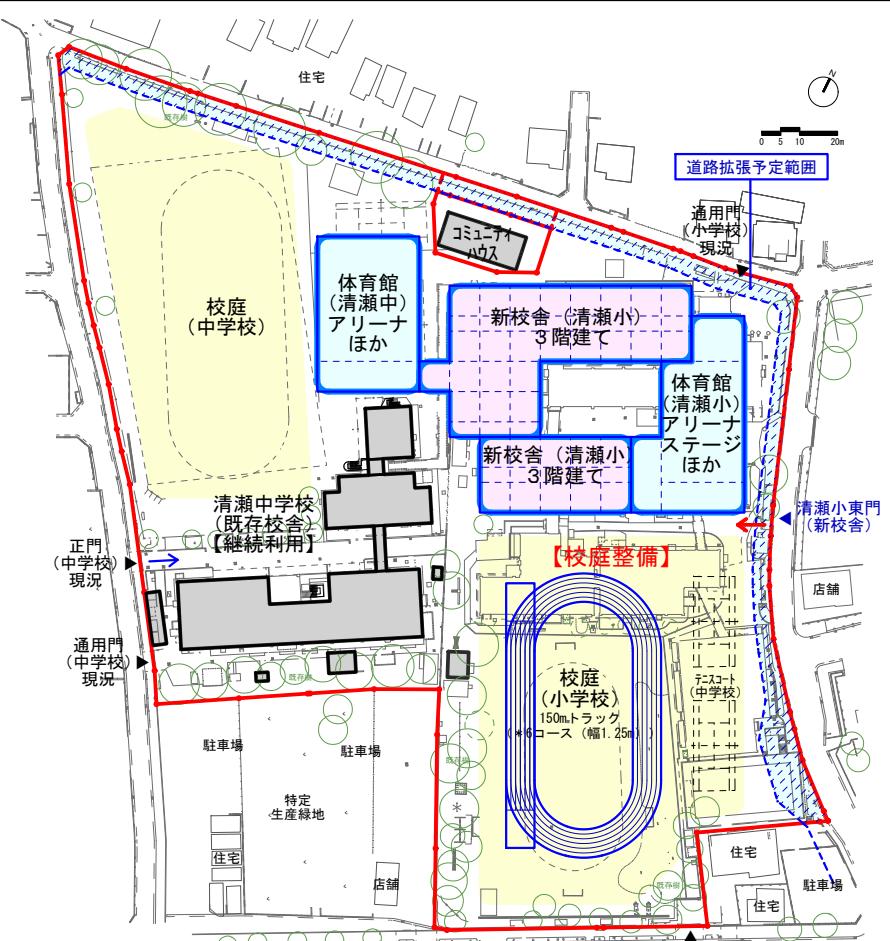
* 解体工事期間中も同様、テニスコートの確保が困難
(別敷地での確保など工夫をする)



* 2期工事期間中も同様、テニスコートの確保が困難
(別敷地での確保など工夫をする)



* 解体工事期間中も同様、テニスコートの確保が困難
(別敷地での確保など工夫をする)



* 校庭整備工事期間中も同様、テニスコートの確保が困難
(別敷地での確保など工夫をする)

※記載の建て替え手順は、イメージであり変更の可能性があります。

清瀨新校計

第6回清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会 資料2-5
B2案（北東（現校舎位置）配置仮設校舎） ブロックプラン

ブロックプラン

230904

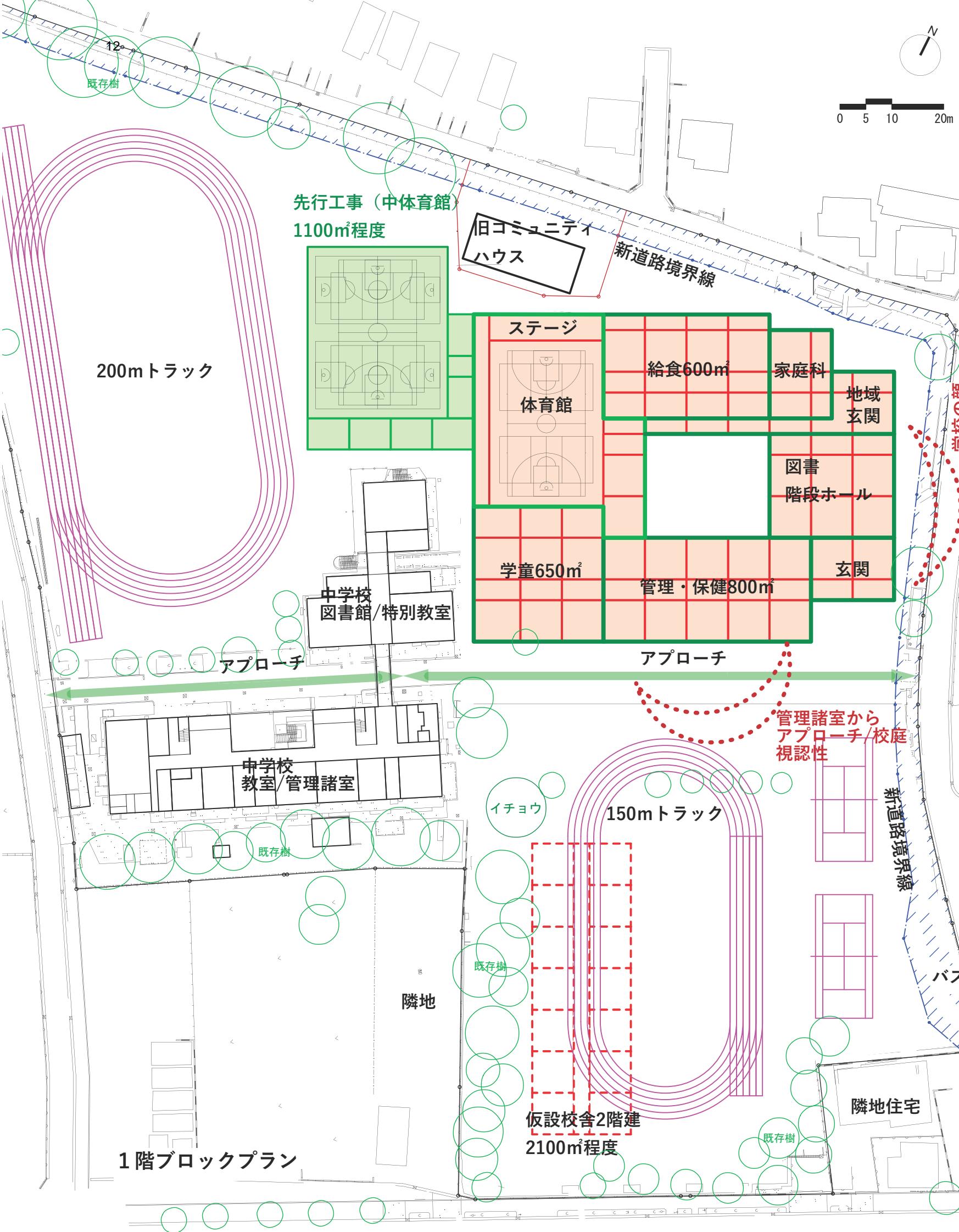
1/800

The diagram consists of two basketball court outlines. The top court is oriented vertically and has a green rectangular border. A red diagonal line starts from the top left corner and extends to the bottom right corner. The bottom court is also oriented vertically and has a green rectangular border. A red diagonal line starts from the top left corner and extends to the bottom right corner. The two courts are positioned side-by-side, with the bottom one slightly lower than the top one.

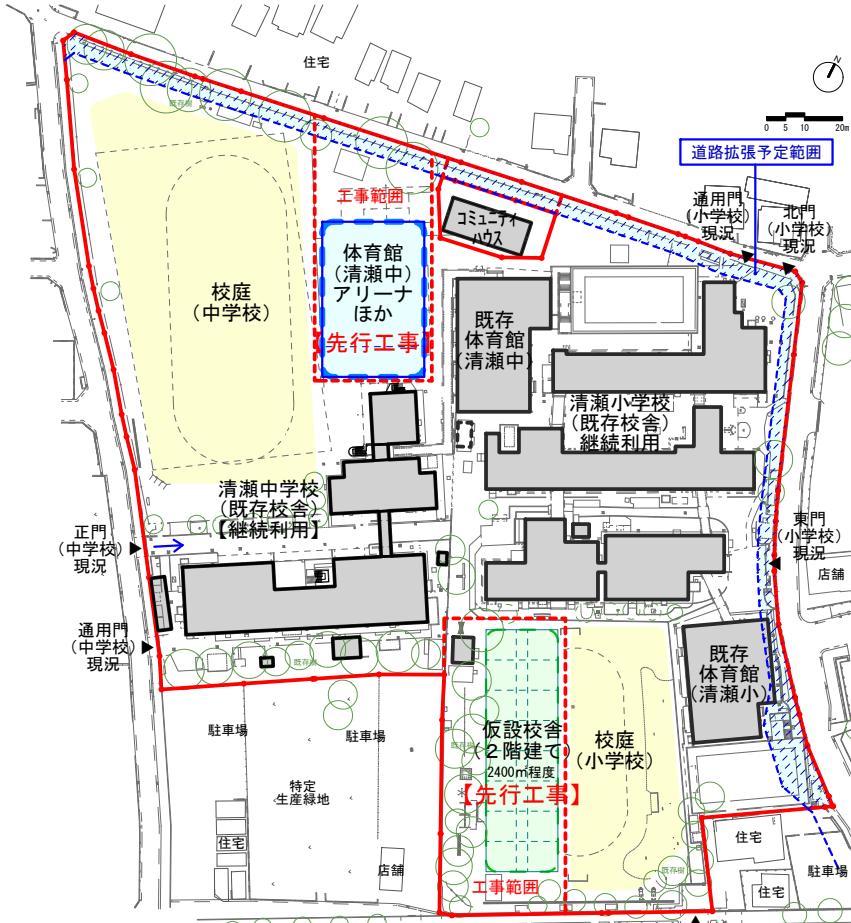
3階ブロックプラン

This architectural drawing shows a cross-section of a building. On the left, there are two green circles at the base. To the right, a large rectangular room is shown with a horizontal line across its center. Above this room, a vertical line extends upwards, leading to a larger rectangular space. A diagonal line from the top-left of this larger space leads down to a smaller rectangular room below. The entire structure is outlined in black, with some internal details like a grid pattern in the top room and a staircase-like pattern in the middle room.

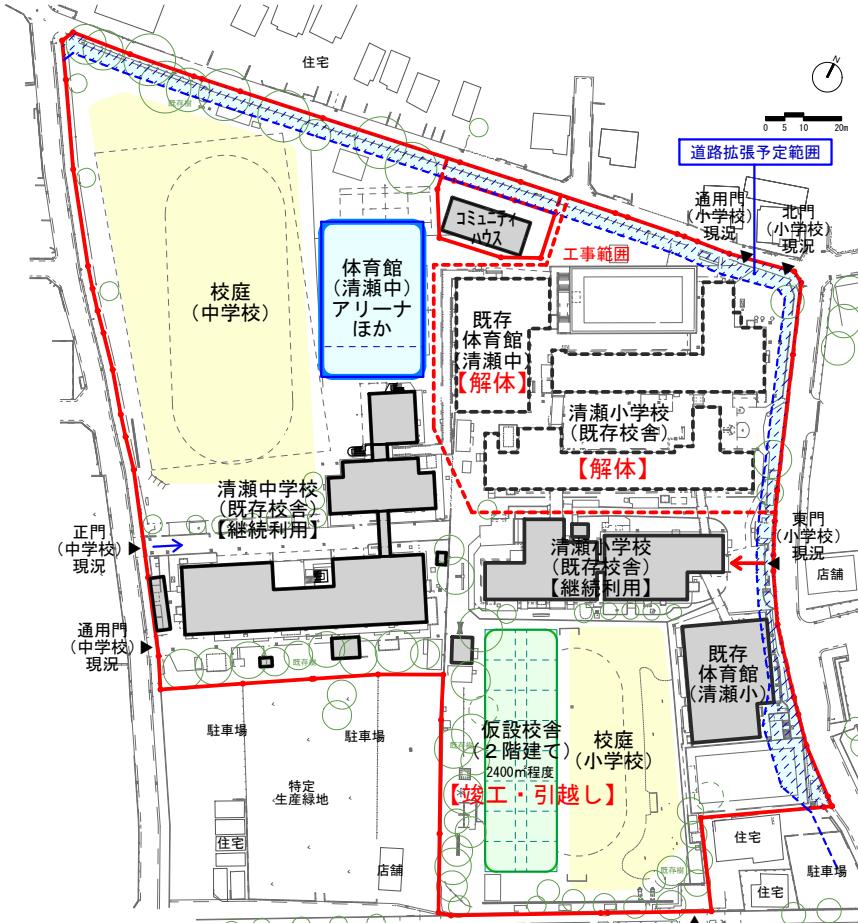
2階ブロックプラン



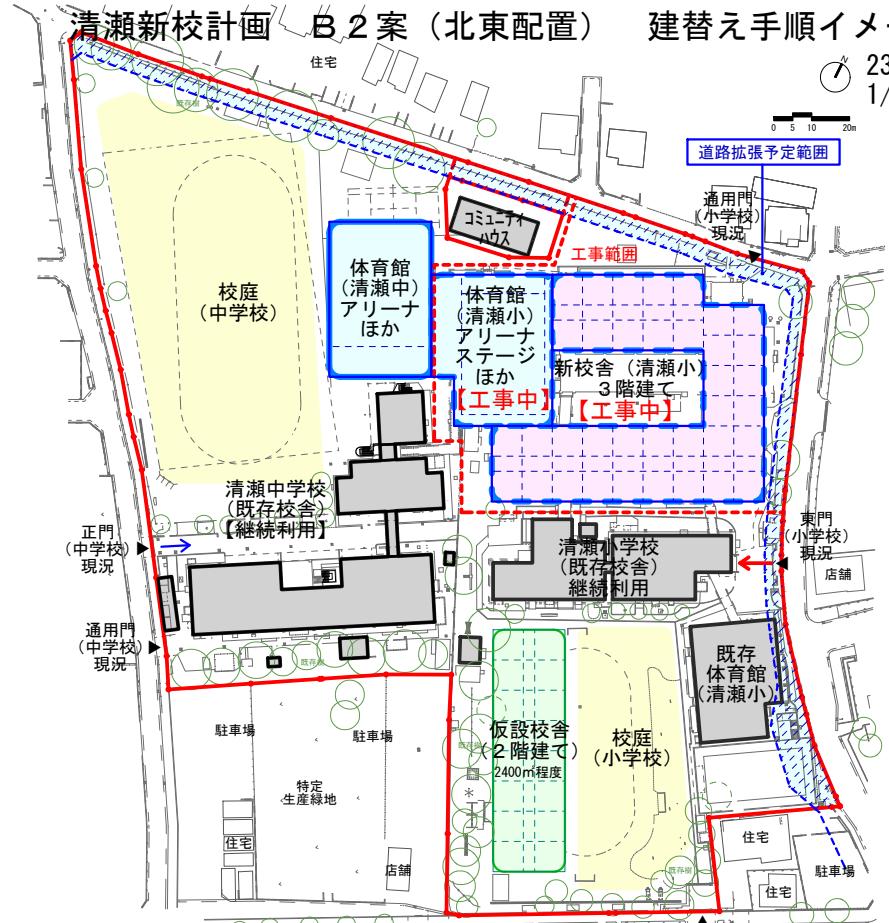
13



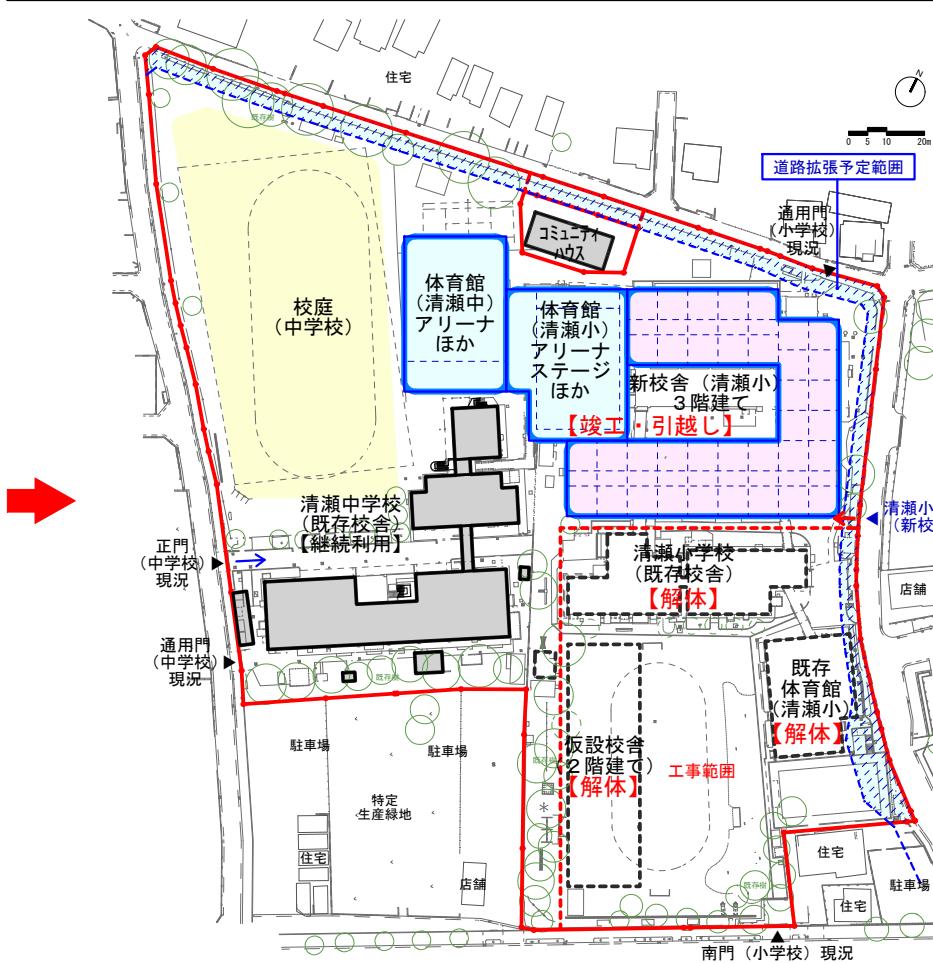
*工事期間中、敷地内でのテニスコートの確保が困難
(別敷地での確保など工夫を要する)



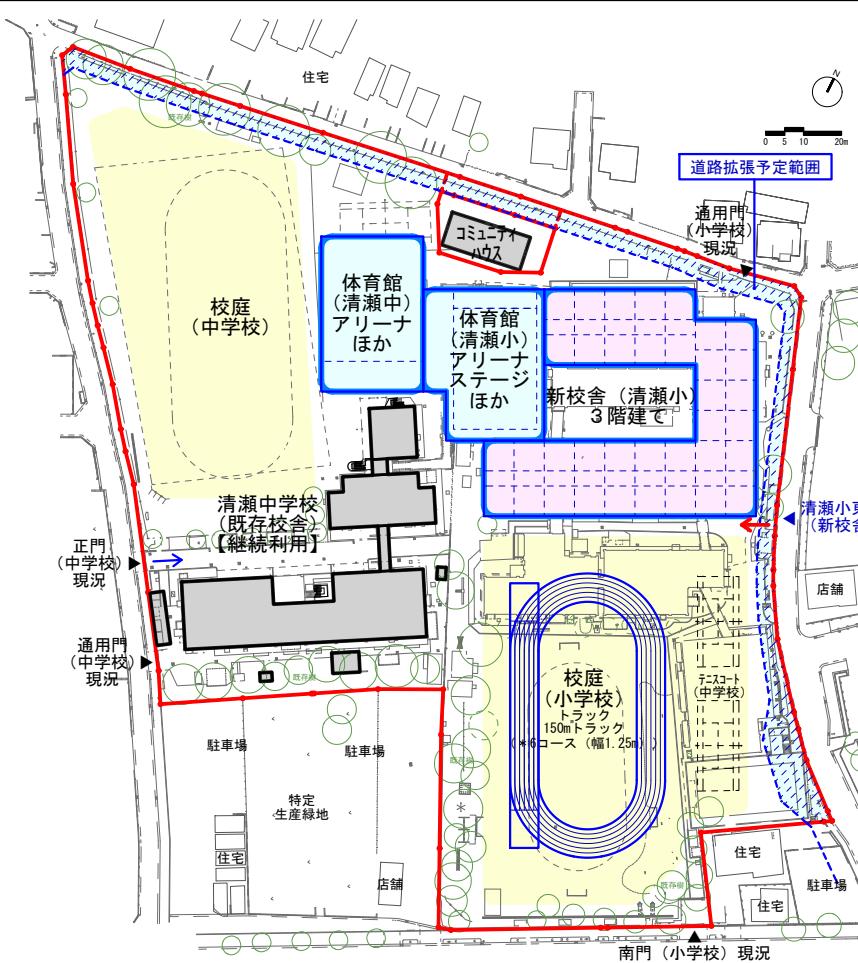
*工事期間中、敷地内でのテニスコートの確保が困難
(別敷地での確保など工夫を要する)



*解体工事期間中も同様、テニスコートの確保が困難
(別敷地での確保など工夫を要する)



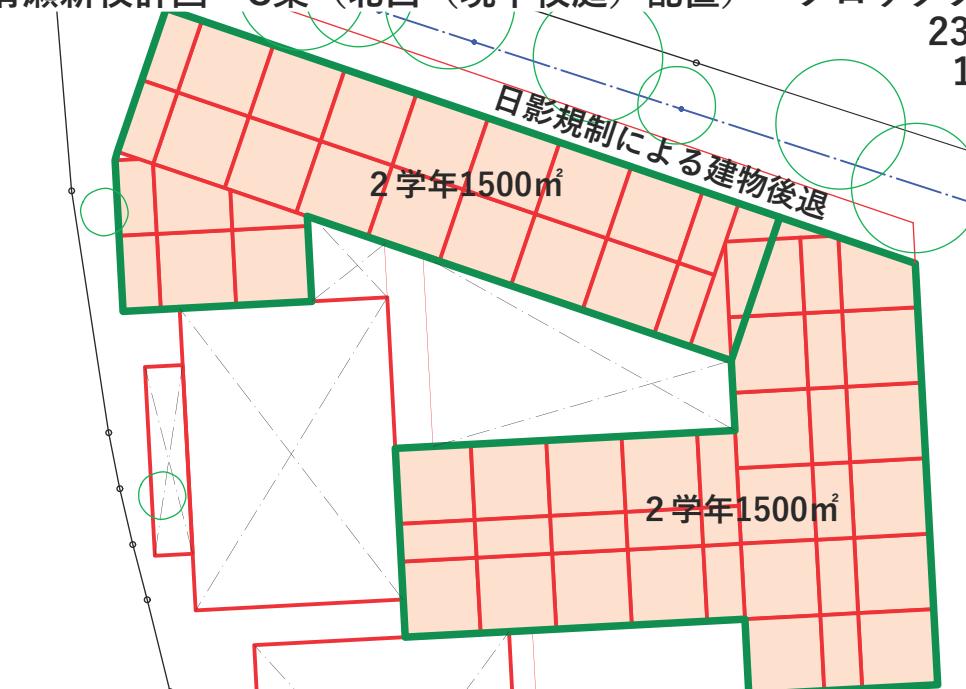
*解体工事期間中、テニスコート及び小学校校庭の確保が困難
(別敷地での確保など工夫を要する)



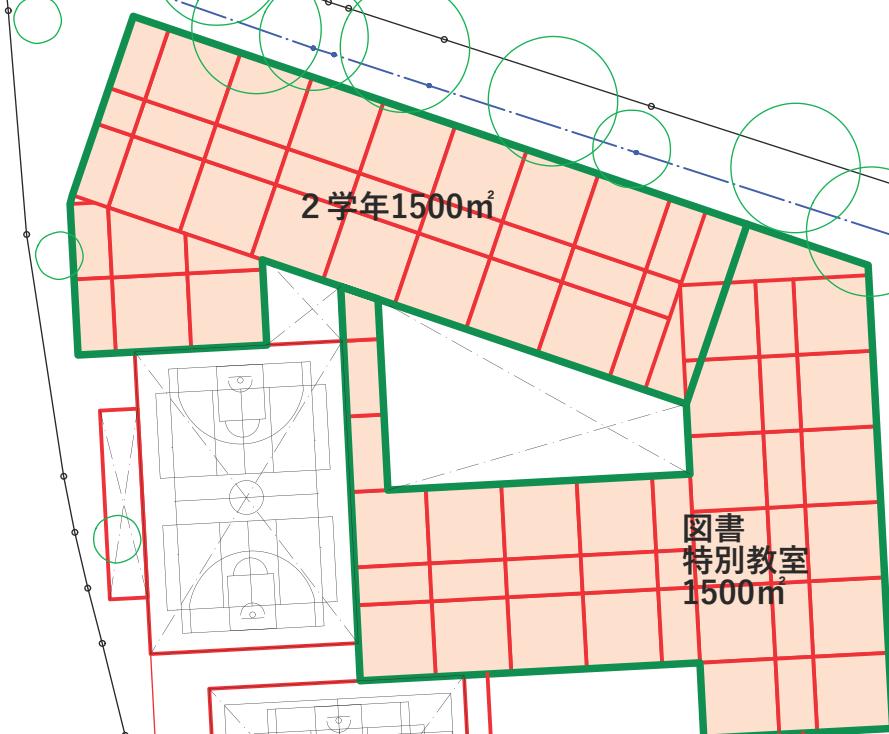
*校庭整備工事期間中も同様、テニスコートの確保が困難
(別敷地での確保など工夫を要する)

※記載の建て替え手順は、イメージであり変更の可能性があります。

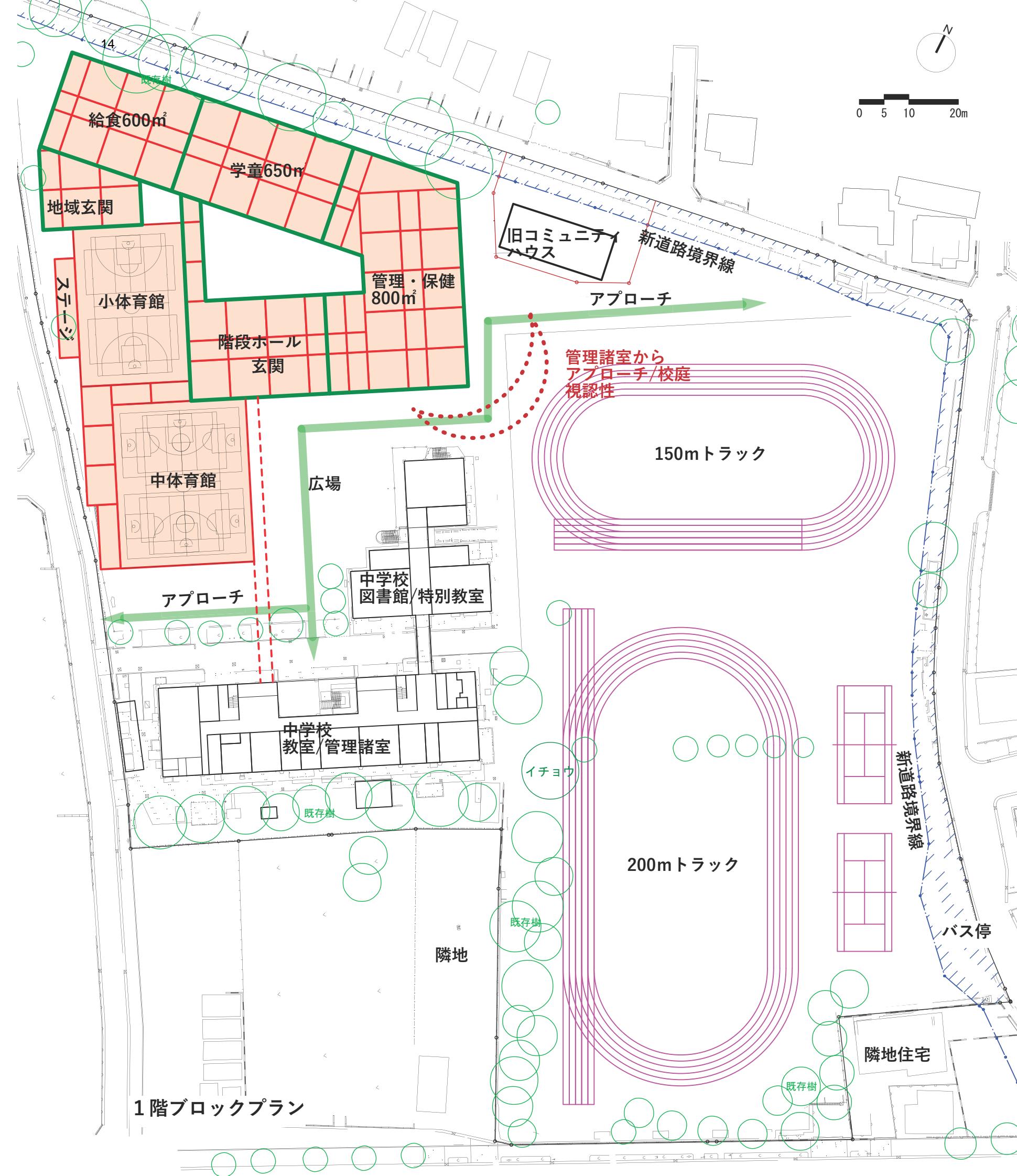
第6回清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会
清瀬新校計画 C案（北西（現中校庭）配置） ブロックプラン
230904
1/800



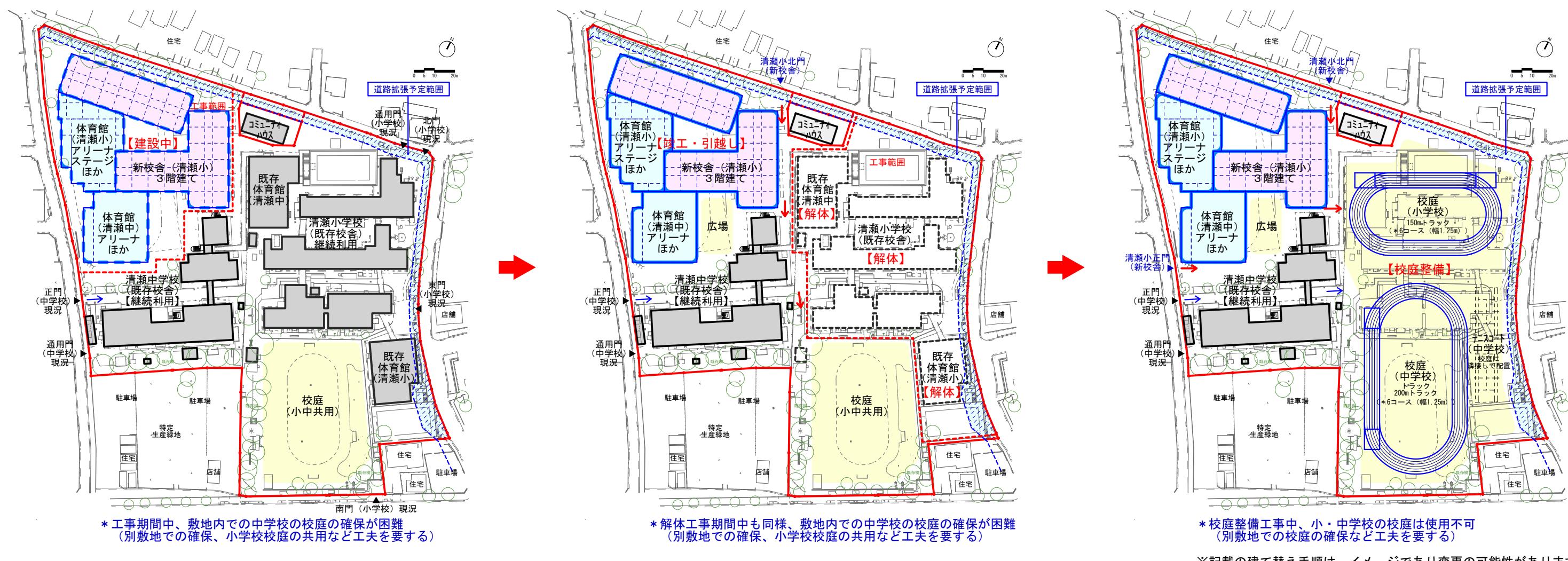
3階ブロックプラン



2階ブロックプラン
14



1階ブロックプラン



清瀬市新校計画

23.9.4 第6回清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会 資料3

建設スケジュールの検討	R6年度			R7年度			R8年度			R9年度			R10年度			R11年度			R12年度															
	令和6年（2024）			令和7年（2025）			令和8年（2026）			令和9年（2027）			令和10年（2028）			令和11年（2029）			令和12年（2030）															
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
A案	設計	プロポ	基本6ヶ月	実施12ヶ月（中体育館先行アップ）												主要な工事期間（4年弱 小学校）																		
南東配置 現在の小学校 校庭位置に建 設	中体育館本体工事						入札	9か月																										
	本体1期工事									入札	17か月（既存小体育館解体工事含）				引越																			
	解体1期工事																	入札	4か月															
	本体2期工事																		入札	17か月												引越		
	解体2期工事																														入札	4か月		
	校庭整備																																4か月	
																										小学校が校庭を使えない期間（4年程度）								
B1案	設計	プロポ	基本6ヶ月	実施12ヶ月（中体育館先行アップ）																														
北東配置 現在の小学校 校舎位置に建 設	中体育館本体工事						入札	9か月																										
	本体1期工事									入札	17か月（既存中体育館解体工事含）				引越																			
	解体1期工事																	入札	4か月															
	本体2期工事																		入札	17か月											引越			
	解体2期工事																			入札	4か月													
	仮設なし																															4か月		
																										小学校の校庭利用が制約される期間（3年）								
B2案	設計	プロポ	基本6ヶ月	実施12ヶ月（中体育館先行アップ）						主要な工事期間（2年強 小学校）																								
北東配置 現在の小学校 校舎位置に建 設	中体育館本体工事						入札	9か月																										
	仮設校舎								入札 建設・引越									使用期間（2年）										解体						
	解体1期工事									入札	4か月																							
	本体工事									入札		18か月																	引越					
	解体2期工事																		入札	4か月														
	仮設あり																			4か月														
																										小学校の校庭利用が制約される期間（3年）								
C案	設計	プロポ	基本6ヶ月	実施12ヶ月						主要な工事期間（2年程度）																								
北西配置 現在の中学校 校庭位置に建 設	本体工事								入札	18か月									引越															
	解体工事																		入札	5か月														
	校庭整備																			6か月														
																										中学校が校庭を使えない期間（2年半）								

※設計期間を各案共通とした。

配置/建て替え計画案の比較表

23.9.4 第6回清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会 資料4

配置計画案	A案. 南東配置（現小学校校庭に建設）	B案. 北東配置（既存校舎位置に建設）		C案. 北西配置（中学校校庭配置）
		1案. 仮設校舎なし	2案. 仮設校舎あり	
配置計画案				
建て替え計画	・2期工事（小学校）	・2期工事（小学校）	・1期工事（小学校）	・1期工事（小学校）
整備完了想定期	・新校舎 令和12年1月運用開始 ・新校庭 令和12年9月運用開始	・新校舎 令和12年1月運用開始 ・新校庭 令和12年9月運用開始	・新校舎 令和10年4月運用開始 ・新校庭 令和10年12月運用開始	・新校舎 令和10年4月運用開始 ・新校庭 令和11年2月運用開始
工事中の教育環境	・主要な工事期間 4年弱_小学校 ・2期工事中は新校舎と一部既存校舎を併用するため、動線に工夫をする ・小学校の校庭が4年程度利用できない	・主要な工事期間 4年弱_小学校 ・2期工事中は新校舎と一部既存校舎を併用するため、動線に工夫をする ・工事場所が既存校舎に隣接するため、防音・振動対策等に工夫をする	・主要な工事期間 2年強_小学校 ・工事中は一部既存校舎と仮設校舎を併用（工事は北側で完結） ・仮設校舎を整備するため小学校の校庭は現状の半分程度の面積となる	・主要な工事期間 2年程度_小学校 ・中学校の建て替え工事でないにも関わらず、中学校の校庭が2年半程度利用できない ・中学校の校庭が利用できない期間中、体育や部活動の活動場所を移動手段とともに別に確保する必要がある（学校並びに保護者の合意が不可欠）
計画の自由度	・東西の隣地に面した建物配置となるため、隣地斜線に対して上階をセットバック（後退）するなど法的課題を解決する必要がある	・北側住宅地へ日照等の配慮が必要となる ・1期工事で4学年分以上の教室を整備する必要があるため、特別教室や体育館の配置にも制約が掛かる ・旧コミュニティハウスとの関係を考慮した計画とする必要がある	・北側住宅地へ日照等の配慮が必要となる ・比較的整形でまとまった計画地が確保できるため、平面計画の自由度が高い。 ・旧コミュニティハウスとの関係を考慮した計画とする必要がある	・北側住宅地へ日照等の配慮が必要となる ・南側にある中学校校舎から体育館への動線確保、管理諸室からアプローチや小学校校庭への視認性の確保、不整形な地形など、制約条件が多く、良好な配置・平面計画が難しい
利点	・小中校舎の前で東西をつなぐ一体的なアプローチ空間が整備できる。 ・小中の校舎が隣接するため、管理諸室が連携しやすい配置が行いやすい。 ・市役所通り側に図書館等を配置することで地域とのつながりをつくることができる。	・小中校舎の前で東西をつなぐ一体的なアプローチ空間が整備できる。 ・中学校の特別教室/図書棟と新校舎の機能連携を考慮した計画ができる可能性がある。 ・建て替えも校庭を利用できる。	・工事期間が短い。 ・小中校舎の前で東西をつなぐ一体的なアプローチ空間が整備できる。 ・通風や採光に配慮した教室配置が計画しやすい。2つの体育館を隣接配置することも可能。	・工事期間が短い。 ・小中の体育館の共用が図りやすい。
課題	・隣地に対して圧迫感や音に配慮する必要がある。そのため隣地に面した教室配置は難しい。 ・道路に面した教室配置となるため、防音対策が求められる。 ・小中の体育館は離れるため相互利用は困難。 ・校庭が北側となることから、冬季の校庭環境の悪化を懸念する意見が挙がっている。	・小体育館を2期工事で建てなければならないため、小中の体育館は離れた配置となり、連携利用は難しい。 ・北側の棟に4学年分の教室を配置する必要があるため、一部で通風・採光の確保した教室配置が行いにくい。 ・給食の運搬を含めて工事中の動線確保に工夫を要する。	□仮設校舎の計画 ・5学年分の教室（20室程度）を整備する ・中学校の校舎を借りることができるかによって特別教室の面積が変わる ・給食を市内の学校や他市の給食センターから運ぶか、給食室を先行する中学校体育館と一体化的に整備することができれば、仮設校舎に給食室を整備しなくて済む	・中学校からの移動と北側の日影対策を考えると、体育館を南側に配置し校舎をその北側に配置せざるを得ない。そのため通風・採光を確保した教室配置が行いにくい。 ・南東から登校する児童は校地北側まで回らなければならない。また旧コミュニティハウスがあるためアプローチの視認性が確保しにくい。 ・市役所と校舎の関係を作りにくい。

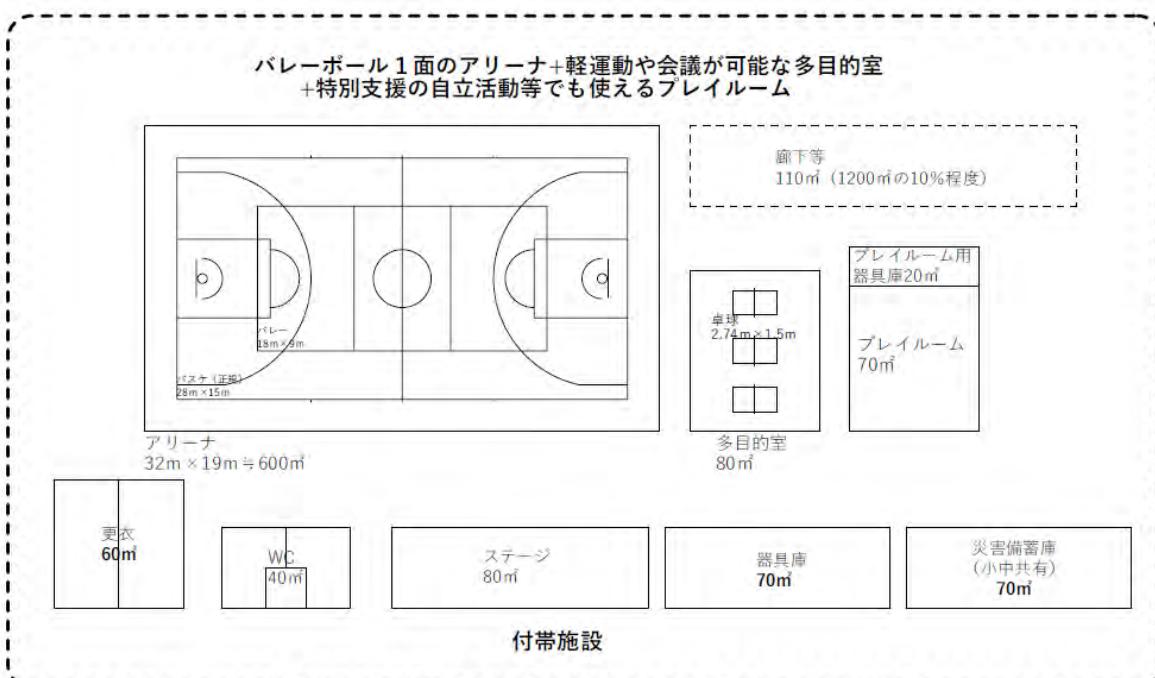
小学校体育館の考え方（案）

□施設構成の考え方

- ・地域の避難所としても利用できるようとする。
- ・アリーナの他に軽運動や会議が可能な多目的室を設ける。
- ・低学年や特別支援の教育活動で利用できるプレイルームを設ける。
- ・小中の相互利用を考慮する。

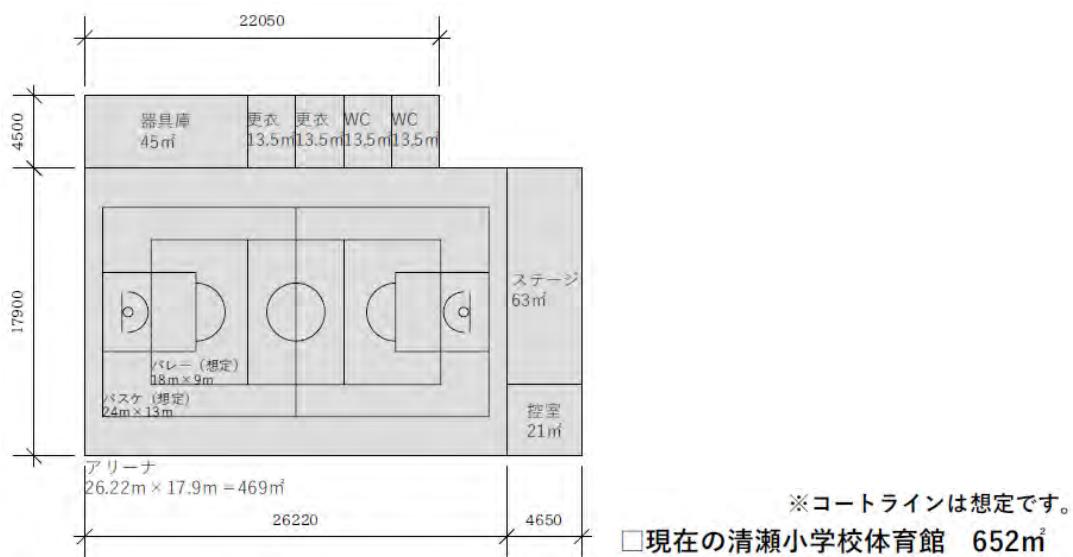
□清瀬小学校教職員意見交換会における主な意見・要望

- ・体育器具庫は 50m^2 では不足する。様々な競技の器具を収納できるよう、十分な広さと天井ふとろを確保してほしい。
- ・備蓄倉庫は教室+ α 程度の広さがほしい。
- ・体育器具の出し入れを考慮し、間口がフルオープンにできる建具など検討してほしい。
- ・夏季の酷暑や、急な雷雨の避難に対応できるよう、体育館を充実してほしい。
- ・体育館を2階とし、その下を雨天時に退避、軽運動できるスペースにできるとよい。
- ・体育館の更衣室は2クラスが利用できる広さがよい。（ $30\text{m}^2 \times 2$ 室程度）



□新しい清瀬小学校体育館の構成要素（修正案）

計画面積 $1,200\text{m}^2$



避難所計画_大規模災害時の施設利用の考え方（案）

□大規模災害時の考え方

○児童の安全を確保する

- ・校舎や体育館の十分な耐震性を確保する
- ・保護者へ安全に受け渡すことができる環境を用意する
- ・災害時の情報収集や連絡が行える設備や電源等を確保する

○学校の早期再開が可能な施設とする

- ・避難所機能を集約し、学校機能と分けることで学校が早期再開できるようにする
- ・避難者数に応じて段階的な避難所開設・縮小ができるようにする

○多様な避難者が安心して避難できる環境をつくる

- ・体育館のほかに避難所に割り当てられる様な場所を用意する
- ・災害弱者にとって利用しやすい環境を整える

○地域の防災拠点として地域との連携・協働を継続する

- ・清瀬中や地域と連携し、地域全体の避難場所として、安全・安心を支える
- ・地域との話し合いを継続し、自立した避難所運営ができるようにする

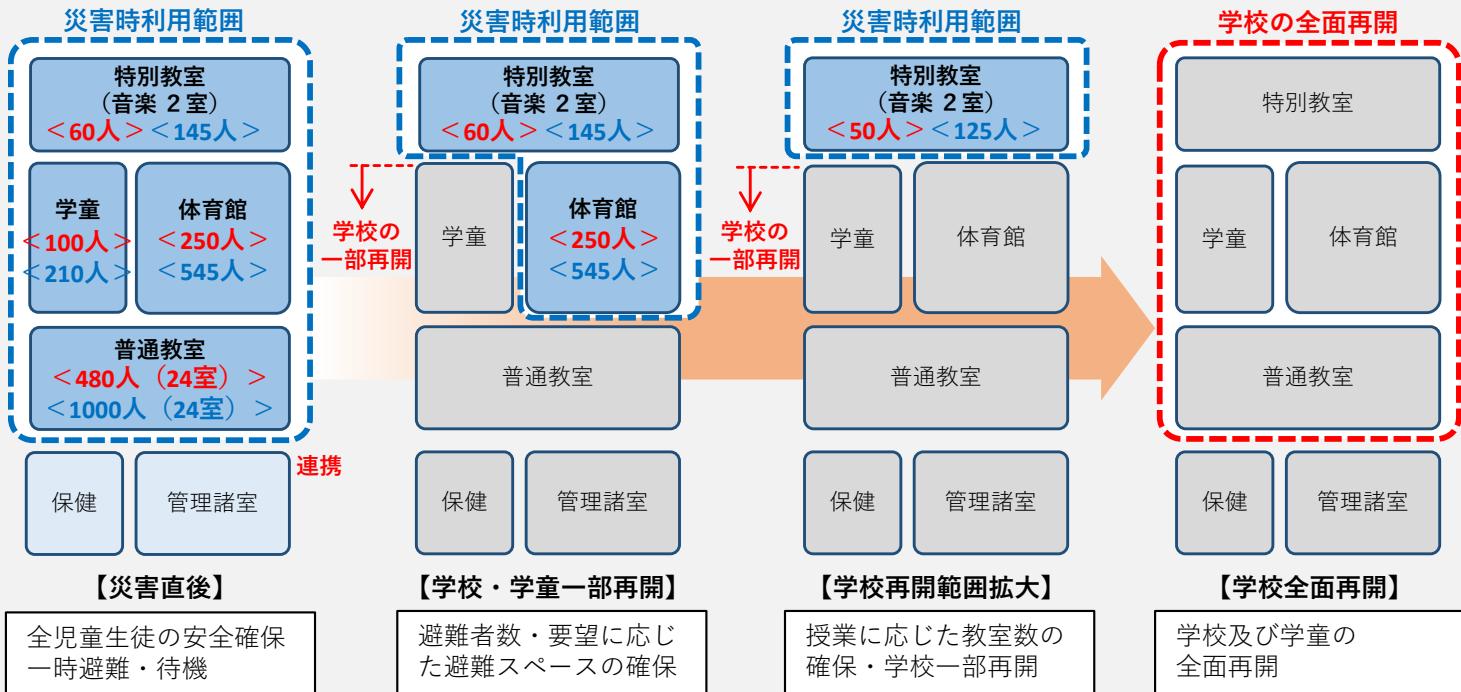
□避難所に対する防災防犯課の意見・要望

- ・清瀬小・清瀬中は指定避難所に指定されている。
- ・避難所の1人当たりの必要面積は1.65m²程度と想定。
- ・学童クラブを避難所として利用することは想定していない。
- ・コミュニティハウスも避難所として利用する可能性はある。
- ・マンホールトイレは5基、+1基は点検用として必要。
- ・防災用井戸などが設けられるとよい。
- ・備蓄倉庫は現状不足しており、広く確保してほしい。
- ・帰宅困難者への対応は、駅から徒歩で帰宅可能な範囲であるため想定していない。

□今後の検討課題

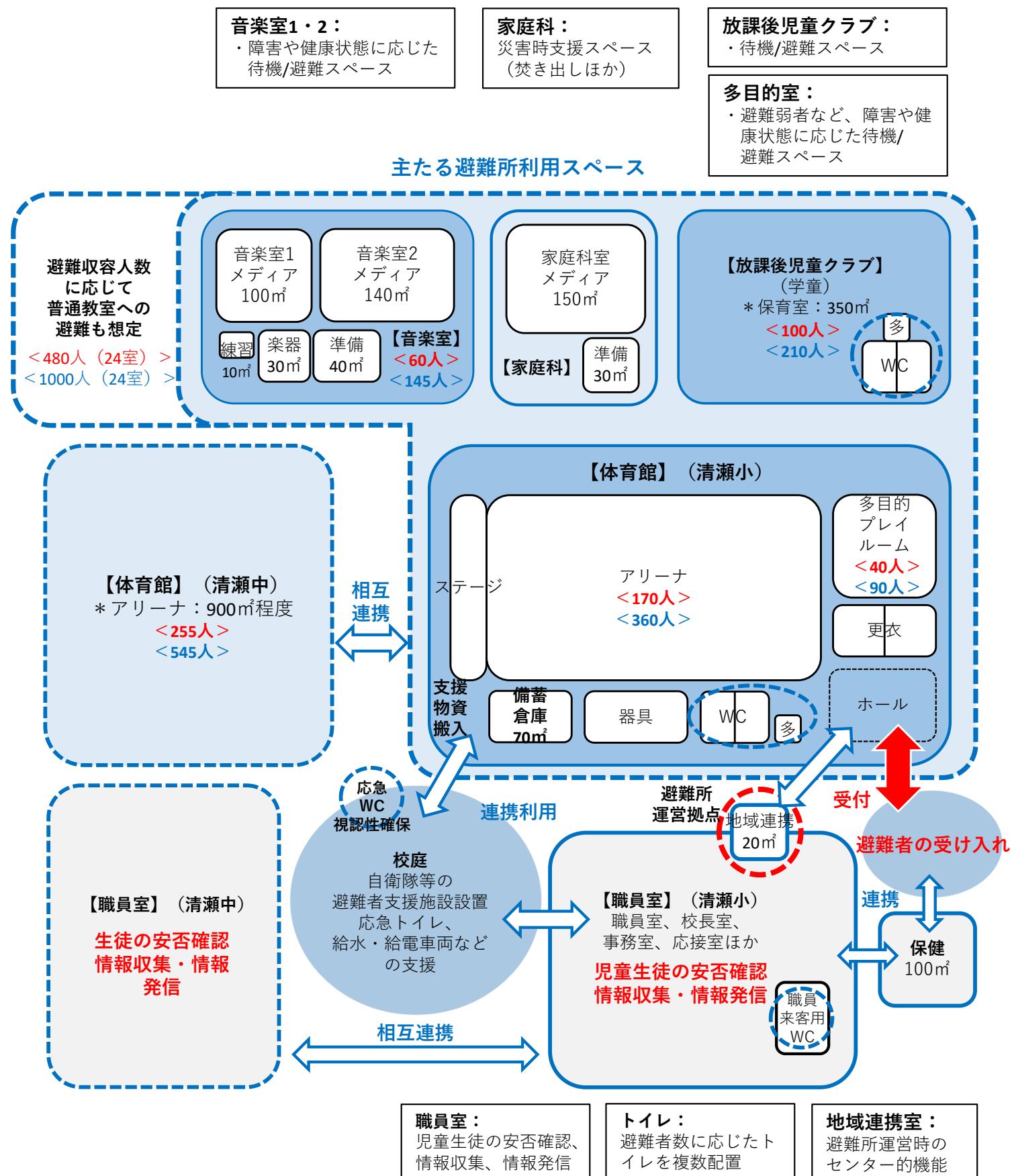
- ・児童の受け渡し等の考え方、待機スペースの確保など
- ・自家用車による避難者の受け入れ方法（校庭利用や市役所駐車場利用など）
- ・上下水や電源等のインフラ確保の考え方（井水利用、便槽ピット、非常電源など）
- ・備蓄の考え方（学校用・地域用）
- ・避難想定人数

段階的な学校再開イメージ案（清瀬小学校）



* 図中 <OOO人>：スフィア基準（人道憲章と人道対応に関する最低基準）3.5m²/人として算定した避難収容人数
<OOO人>：清瀬市地域防災計画の基準1.65m²/人程度（3.3m²に対し2人）として算定した避難収容人数 を示す

災害時利用における各室の関係性の考え方イメージ（案）



* 図中 <〇〇人> : スフィア基準（人道憲章と人道対応に関する最低基準）3.5m²/人として算定した避難収容人数
<〇〇人> : 清瀬市地域防災計画の基準1.65m²/人程度（3.3m²に対し2人）として算定した避難収容人数 を示す

学校施設の地域開放と安全対策の考え方（案）

地域開放・安全対策の考え方

* 地域開放と防犯対策の両立を図るための施設計画の考え方を整理する。

○地域の開放利用範囲を明確にする

- ・地域開放ゾーンとして、体育館と家庭科室、音楽室を地域開放施設と位置付ける
- ・特別教室は将来的な開放利用も視野に入れた配置が行えるようとする
- ・開放ゾーンと非開放ゾーンは、区画用の扉を設け、開放時の移動を制御する

○開放時の安全性を確保する

- ・地域開放時の利用者のチェックなど管理運用が行いやすい位置に地域連携室を設ける
- ・複数の避難経路を確保し、災害時や緊急時等に利用者が円滑に避難できるようとする

○開放時の運用・セキュリティ管理を明確にする

- ・学校使用時間帯外の利用を考慮した施設管理・運用の仕組みを積極的に取り入れ、利用者及び教職員の負担が軽減する

○死角をなくし、視認性を確保する

- ・校舎内及び周辺道路から、校内の様子が分かるよう視認性の高い囲障デザインとする
- ・やむを得ず死角となりそうな箇所には防犯カメラを設け、抑止効果を高める
- ・校内だけでなく清瀬中からの視認性を確保する

○地域や清瀬中学校と連携が図りやすい環境をつくる

- ・地域の居場所となる場所を確保し、地域と共に安全・安心を支える
- ・隣接する清瀬中と双方の利用状況等など、相互が連携・把握しやすい施設配置とする

○安全に登下校できるアプローチ環境を用意する

- ・歩車分離を明確にし、児童が登下校できるようにする
- ・出入口には門扉を設け遠隔で施錠管理し、来校者管理ができるようにする
- ・体格差の異なる児童生徒の安全性を確保できるようなアプローチとする

□清瀬市の学校施設の地域開放の現状と今後のイメージ

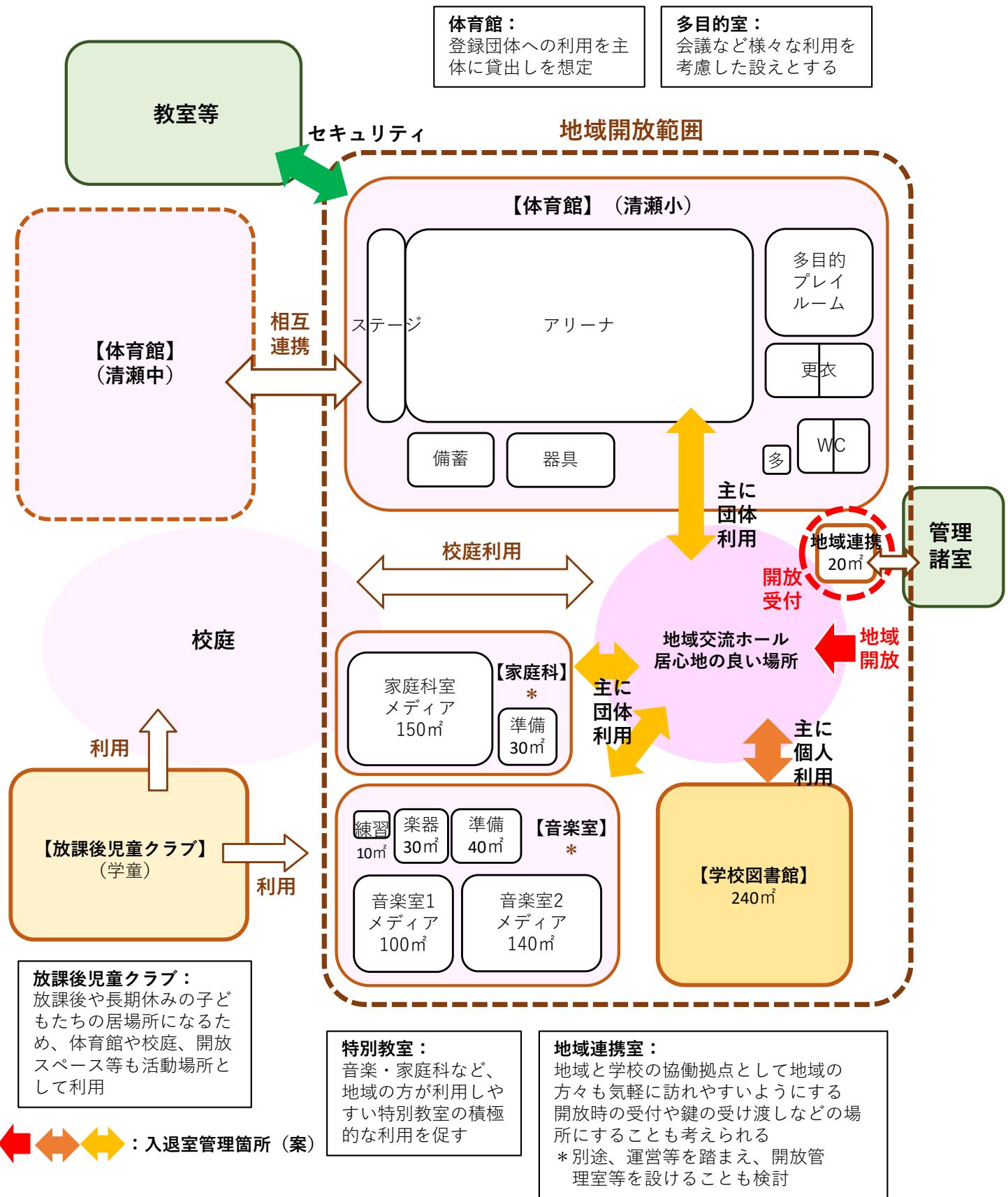
* 参考：清瀬市立学校施設のスポーツ及び遊び場開放に関する規則
清瀬市適正規模・適正配置に関する基本方針等

- ・学校施設のスポーツ開放は、市内在住、在勤、在学するもので10名以上の団体とし、団体に利用責任者として成人が含まれていることとする
(団体は登録団体 登録窓口：教育委員会生涯学習スポーツ課)
- ・遊び場開放は、幼児（保護者の付き添いがあるもの）及び児童を対象
- ・体育館の鍵を団体に貸出して運用（附番して持ち主を管理）
- ・コミュニティ・スクールのように学校に集う多様な専門性を持つ方々と協働し、「地域と共にある学校づくり」を進める
- ・コミュニティエリア（学童クラブ・学校図書館等）は教育エリアとは動線を分ける教育エリアは、コミュニティエリアと併用できる施設は共同利用も想定
- ・共同エリア（体育館・グラウンド等）は、学校と地域が棲み分けながら共同利用を想定

□今後の検討課題

- ・学校教育の時間帯以外での利用を踏まえた施設管理・運用の仕組みづくり
- ・鍵の施錠・開錠の電子化や、遠隔制御システムの導入等による管理体制の省力化
- ・インターネット等による施設開放時の予約状況の可視化などへの検討

地域開放の考え方（案） 施設構成のイメージ



* 特別教室の地域開放は図工室等も要望が挙がっている。

将来的な開放可能性も視野に入れながら引き続き検討する。

* 学校図書館については、入館管理と合わせて図書貸出の有無など運用面も検討する。

地域開放の参考事例

北海道安平町立早来学園



学校図書館を常時一般開放するとともに、図書館を介して特別教室やアリーナも日中に空いていれば一般開放できるようにしている

利用開始までの流れ

予約方法

- R5.4.17より各施設が利用できます。
 - 予約システム「ABIRASHRE」で使いたい施設を予約 (<https://abira-share.com/> 又は右のQRより)
 - 毎月26日以降に翌月の利用予約（申請）ができます。（R5.4月分のみ4/13より予約開始）
 - 利用予約（申請）後承認メールが届くと予約完了です。毎月26日より前に予約（申請）された場合は非承認となりますのでご注意ください。
- 予約方法の詳細はサイト内の「利用方法」<https://abira-share.com/guide/>をご確認ください
 ○WEB予約ができない場合は「まなびおコンシェルジュ」（まなびお図書室：29-7775）までお問い合わせください。

STEP 1

本サイトから施設を予約
 施設一覧から予約したい施設と日時を選択して予約してください。



STEP 2

予約時間にお越しください
 予約時間になると、施設のドアが開錠されますのでお部屋にお入りください。



STEP 3

利用終了
 利用時間内に元の状態に戻して、そのままお帰りください。



特別教室等の利用者はgoogleアカウントを予約システムに登録

予約システム

資料 11

第 6 回清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会

地球環境配慮と学校施設のあり方（案）

地球規模の気候変動、新型感染症、急激に進む世界の人口増や貧困問題など、多種多様な世界的課題に対して、私たちの社会がどのように取り組んでいくか問われている。

2015 年の国連において、2030 年までに達成すべき「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals : SDGs)」が全会一致で採択された。人類がこの地球で暮らし続けていくための 17 の具体的なゴールと 169 のターゲットが掲げられている。「だれひとり取り残さない」という SDGs の設立理念の下、ここでは大きなエネルギーを消費する建設事業とその運用に当たり、課題とすることを整理する。

（1）清瀬市の取り組み

はじめに清瀬市における地球環境配慮の主な施策や取り組みを整理する。

○第二次清瀬市環境基本計画

本計画は「清瀬市環境基本条例」を根拠とし、清瀬市の自然環境保全や公害防止への対応はもとより、市や市民、事業者の環境負荷の少ない日常及び事業活動のあり方を示す計画であり、本市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として、次の 3 つの役割を担っている。

- 1) 清瀬市の現状を踏まえ、環境負荷の少ない地域社会づくりの実現に向けて、市が取り組むべき環境保全の具体的な方向性を示します。
- 2) 市、市民、事業者の環境保全に係わる役割を明確にし、それぞれが行うべき取り組みの方向性を示します。
- 3) 望ましい環境像の実現に向けて取り組みます。

計画期間は平成 28 年度（2016）から令和 7 年度（2025）までの 10 年間とされ、以下の 5 つの基本目標が定められている。

- | | |
|----------------------|---------|
| 1 低炭素で環境にやさしいまちを実現する | (低炭素) |
| 2 持続可能な循環型のまちを実現する | (循環) |
| 3 人とみどりが共に育つまちを実現する | (共生) |
| 4 安心・安全で快適なまちを実現する | (安心・安全) |
| 5 環境に配慮した人と人との輪を実現する | (協働) |

学校教育に直接関わる内容としては、生涯学習として環境教育の充実に努めるとされ、学校や図書館、地域市民センターなどの公共施設間において、環境情報のネットワーク化を図るとしている。

○清瀬市ゼロカーボンシティ宣言

国は2050年までに国内における温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目標として掲げている。清瀬市においても、令和4年清瀬市議会第2回定例会において、脱炭素社会の実現に向け、市民、事業者、市が協働しながら温室効果ガスの排出を削減し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指していくことを宣言している。

○きよせの環境・川まつり

柳瀬川を主たる舞台として、「環境保全の主役は、私たち」であることを体験し、再確認することができる場として、年1回開催している。環境保全の普及啓発、パネル展示、川遊び、スタンプラリー、食べ物コーナーなど毎年多くの市民が参加している。

○多摩産材等の木材利用

「清瀬市公共建築物等における多摩産材等利用推進方針」で多摩産材をはじめとする国産材を公共施設に活用することが定められている。施設の木造化、木質化のほか、什器等の備品について多摩産材等の使用に努めるとされている。

（2）長寿命な施設づくり

新しい学校施設は少なくとも100年は使い続けられるように整備することが望まれる。そのためには、①十分な耐震強度と耐久性を持つ構造躯体とすること、②変化に対応できるフレキシブル（可変性）な施設とすること、③予防保全を中心とした適切な維持管理が継続して行えるようになることが求められる。

①については、設計段階で大地震にも十分に耐えられる耐震強度や十分なコンクリートのかぶり厚さ（RC造の場合）の確保、雨掛かりなど劣化しやすい箇所・部位の対策、工事段階では品質管理を徹底すること等が求められる。

②については、将来の用途変更や間取りの変更が行いやすいように間仕切は極力耐力を負担しない乾式壁を採用すること、設備の機器や配管の更新が行いやすい設備設計とすることが求められる。

③については、定期点検を徹底し、劣化箇所の早期発見と対策措置を講じることや劣化要因となる屋上の樋の清掃等を行うことや、配管等を含む設備や衛生器具の更新を中長期スパンで計画的に行うことが考えられる。

(3) エコスクール

文部科学省では、地球環境に配慮した学校づくりを「エコスクール」として推進している。

●施設面…やさしく造る

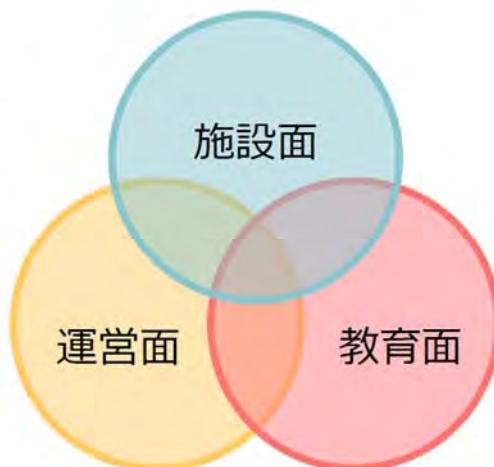
- ・学習空間、生活空間として健康で快適である。
- ・周辺環境と調和している。
- ・環境への負荷を低減させる設計・建設とする。

●運営面…賢く・永く使う

- ・耐久性やフレキシビリティに配慮する。
- ・自然エネルギーを有効活用する。
- ・無駄なく、効率よく使う。

●教育面…学習に資する

- ・環境教育にも活用する。



エコスクールの考え方

* エコスクール～環境を考慮した学校施設の整備推進（令和4年）より引用

エコスクールは、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、施設を環境教育の教材として活用し児童の環境教育に資するものであり、地域の環境教育の発信拠点としても先導的な役割を果たすものである。

新校舎は、児童が安心・安全に生活でき、快適で環境負荷の少ない学校とする必要がある。そのためにも、現在の気候風土や立地条件を把握し、日当たりや風通し、断熱性・気密性の確保が重要である。設計段階において、現況を調査し、それらを踏まえた計画・設計していくことが求められる。今後の設計に際し、サステイナブルな施設づくりを実現していく上での検討課題を以下に示す。

①自然エネルギーの活用

○自然採光・自然通風（パッシブデザイン）

- ・教室やオープンスペースなど各室やスペースの環境づくりだけでなく、中庭などを設け、施設全体が明るく風通しのよい環境となるようにする
- ・教室と廊下間の建具や開口部の形状を工夫し、風通しのよい環境を整える
- ・温度差換気等の自然換気を誘導する際は、風向シミュレーションの検討などにより実際の効果予測の検証を図る
- ・トップライトやハイサイドライトを導入する際には、採光の確保や換気しやすい位置に設けるとともに、転落や落下に対する安全対策を行う

○環境負荷低減設備の導入（アクティブデザイン）

太陽光発電・風力発電

- ・周辺環境を踏まえ設置位置や設置角度を確定すると共に、本体荷重を踏まえた構造計画、

- 使用室・使用範囲、費用対効果等に配慮する
- 太陽熱・地中熱利用等
- ・導入に際しては、清瀬市の気候や周辺建物との関係性、現地の地中状況などを踏まえ、採用を検討する

②エネルギー負荷の低減・省エネルギー型設備の導入など

○断熱・気密性能の向上

- ・熱還流率など断熱化による効果などを比較検討すると共に、内断熱・外断熱など適材適所の断熱方法を採用し日射熱の抑制を図る
- ・開口部には、複層ガラスなどを採用すると共に、児童の接触等による破損など、安全性を確保できる仕様とする

○日射・日照等の調整

- ・ライトシェルフなどの採用は、反射光の取り入れによる照明の消費エネルギーの削減や、夏期の直射日光の遮蔽による冷房負荷の低減など、費用対効果を踏まえ導入を検討する
- ・壁面緑化や屋上緑化の導入する場合は、熱負荷低減の効果と共に、水やりなどの維持管理やメンテナンス方法なども合わせて検討する



ライトシェルフ（水平庇）

○省エネルギー型設備の導入

- ・省エネルギー型の照明器具や空調設備の導入時には、使用エネルギーの削減効果と合わせて、使用範囲が切り分け可能な制御装置（スイッチ等）の配置等にも配慮する

③木材利用

○学校施設の木材利用における主な効果と意義

公立学校施設における木材利用状況（令和3年度 文部科学省）では学校施設に木材を利用する効果等について次のようにまとめている。

1 学習環境の改善

- ・柔らかで温かみのある感触や優れた調湿効果による、豊かで快適な学習環境を形成

- ・森林の保全、地域の産業や地球環境問題などについて学習する教材としての活用
- 2 地場産業の活性化
 - ・地域材や地場の職人の技術の活用による地場産業の振興
 - 3 地球環境の保全
 - ・鉄やアルミニウム等に比べて、材料製造時に要するエネルギー量が少ない
 - ・炭素を貯蔵するため温暖化抑制に寄与
 - 4 地域の風土や文化への調和
 - ・学校づくりを通じた、地域のコミュニティ形成や木の文化の継承の機会の提供

○多摩産木材等の活用

- ・多摩産木材等を積極的に学校施設に利用することは東京都や国土の森林保全につながる。設計段階では実際に必要となる木材量を把握し、産地の森林組合等と協議し供給量を確保する等の調整が求められる。また合法木材として認定された木材を利用する等、トレーサビリティの確保に努める必要がある。
- ・一方で多摩産木材は産出量が限られるため、他の道府県産の木材を活用することも有効となる。例えば友好交流都市である長野県立科町などと連携し、森林が豊富な自治体から木材を調達することも考えられる。

④雨水/中水利用・リサイクル材等の利用

○雨水/中水利用

- ・雨水使用水量に合わせた屋根集水範囲の設定を行うと共に、再生利用水の誤飲の可能性等、使用範囲の設定などにも配慮する

○リサイクル建材の利用

- ・建材の仕様については、リサイクル建材の利用促進と同時に、使用範囲や耐久性、イニシャルコストも合わせて検討する

(4) 文部科学省等の補助事業の活用

①エコスクール・プラスの認定事業（4省合同事業）

文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力して、学校設置者である市町村等がエコスクールとして整備する学校を「エコスクール・プラス」として認定しており、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができる。

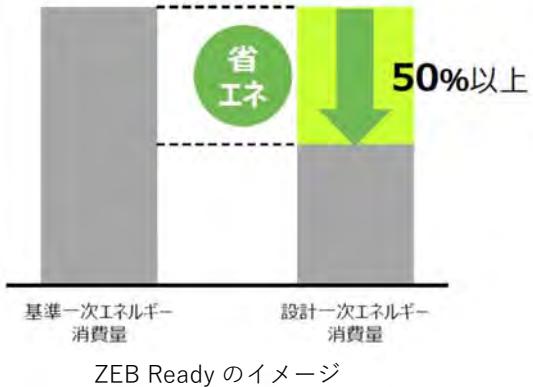
「地域脱炭素ロードマップ」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Ready を達成する事業に対し、文部科学省は単価加算措置（8 %）の支援を行っている。

支援を受ける際には、市の方針や事業費など総合的な判断が求められる。

ZEB Ready を達成する事業

○ZEB Ready の算定方法

$$1 - \frac{\text{設計一次エネルギー消費量}}{\text{基準一次エネルギー消費量}} \geq 0.5$$



一次エネルギー消費量：空調、換気、照明、給湯、昇降機の一次エネルギー消費量を考慮して算出

なお、再生可能エネルギー設備及びOA機器等（その他一次エネルギー消費量）を除く

*出典：文部科学省「環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備について」（平成8年3月）

○脱炭素先行地域の学校

「地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）に基づき環境省にて募集されている脱炭素先行地域に選定された地域に立地する学校

○脱炭素先行地域以外の学校

将来的にすべてのエネルギー消費量を再生可能エネルギー等で受給することで一次エネルギー消費量を収支でゼロとするいわゆる『ZEB※』を達成する計画を策定した学校

※ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略

資料 12

第 6 回清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会

新しい学校における ICT/教育 DX のあり方（案）

（1）国の動向と今日的な課題

GIGA スクール構想により PC 教室等の場所を限定した端末利用から児童一人一台の端末利用と高速大容量の通信ネットワークをベースにした ICT 環境整備が整った状況にあるが、こうした基盤を活かした教育 DX（デジタル技術を活かした学びの変革）が求められている。発達するビッグデータや AI の活用も視野に入れた柔軟な発想が求められる。そのためには教員個人ベースの取り組みから学校組織としての取り組みに変え、DX を支援する外部アドバイザーの登用などによりシステム運用の工夫を組織的に高めることが求められる。

またインターネットを利用してソフトウェアを利用する SaaS（Software as a Service）が主流となると、インターネット接続方法が集約拠点を介するものから校外を含むリモート接続を可能とするクラウドベースのネットワーク構築に切り替えるなどより柔軟な運用を可能とする基盤整備が必要となる。そのためネットワーク構成も従来の校務系と学習系を利用端末に及ぶまで論理的・物理的に分離する発想から、ネットワークシステムを一本化した上でユーザーの多要素認証やアクセス制御、不審行動の遮断などのソフトウェアベースでセキュリティを確保する方向に変わるものと思われる。こうした流れは教育活動に限らず、設備制御や防犯カメラなどにおいて遠隔監視が主流となると施設全般に影響が及ぶことになる。

（2）清瀬市の取り組み状況

- ・清瀬市では令和 2 年 12 月に「教育の情報化推進計画」を公表している。情報活用能力や情報モラルなどの教科横断的なデジタルリテラシーの育成や教科指導における授業改善方法、家庭での取り組みや校務におけるデジタル活用など 5 か年計画として取り組む方針がまとめられている。
- ・現在の学習系システムは学校毎にプロバイダー契約を行い外部回線に接続している。校務系については市役所と専用回線を結びオンプレミス方式（保有サーバーで運用する方式）で運用している。そのため教員は校務用 PC と学習系のタブレット端末を利用しているが、校務用 PC は職員室の個人席に固定し、外部に持ち出せない運用としている。また行政系（事務系）については東京都のセキュリティクラウドベースの運用としている。
- ・なお、大規模災害時において避難所として体育館等を開放した場合は学習系ネットワークを無料で開放するとしている。

（3）新しい学校における ICT 環境の検討課題

本計画では、今後の清瀬市の学校施設整備のモデルとなる将来の発展性を備えた基幹ネットワークを構築し、いわゆる情報系の環境整備に留まらず、施設管理や防犯対策、地域開放、省エネ

対策など多岐に渡り ICT/IoT を積極的に活かせる環境整備を目指すことが求められる。ICT 活用の視点を以下に示す。

①児童の個別最適な学びを支える

○一人ひとりの確かな学びを支える

- ・学びの履歴（ポートフォリオ）を活かした個人ベースの資質能力の育成をサポートする
- ・障がいの内容や不登校などに応じてデバイスのリモート運用で誰ひとり取り残さない教育活動につなげる

○デジタルリテラシーを高める

- ・プログラミング的思考能力の育成などに資する教材開発とその運用を通じた改善を継続的に行う。またその取り組みの人的サポートを行う

②協働的な学びを支える

○多様な文化的背景や価値観を持つ教育人材登用に資する

- ・世界と交流できるビデオ会議システムや Web を介したゲスト Teacher の招聘などを行う

○豊かな体験活動に資する

- ・超短焦点プロジェクタ/大型ディスプレイ等の大型教材提示装置の導入が一般的になっていることを踏まえ、VR/AR ゴーグル等の先進技術にも触れられる機会を提供する

③教職員の働き方改革を支援する

○現状の課題に応えられる校務支援/学習支援システム

- ・校務系・学習系ネットワークの分離による不都合の改善を図る。具体的にはゼロトラストセキュリティの導入を検討することが考えられる



校務系・学習系ネットワークの連携による働き方改善イメージ

校務系・学習系ネットワークの連携に関する実証研究事業（文科省）成果報告会 2023.3.9 より

○施設管理の効率化

- ・日常的な施錠管理等の作業効率化を目指し、鍵のデジタル化による集中管理や顔認証等の生体認証キーの導入などについて検討する

④地域連携や学校施設開放の利便性を高める

○分かりやすく使いやすい予約システム

- ・Web を活用し、開放施設の空き状況の確認や開錠施錠のリモート化などを行い、利便性の向上と学校負担の軽減を図る

○学校と地域双方の利便性を高めるシステム導入

- ・学校図書館運営システム（蔵書管理・排架の効率化・タグ）、スマートロック等

⑤防犯・安全対策に資する

○不審者対応など防犯システムの構築

- ・センサー付き防犯カメラの導入などにより不審者対策を強化する

⑥施設維持管理・省エネ対策に資する

○施設の点検や修繕を効率的に実行できる維持管理システム

- ・施設の定期点検による老朽化状況をデータベース化し、建物カルテとして施設の修繕計画に活かす
- ・設計段階から BIM（Building Information Modeling※）を採用し、竣工後の建物情報として不具合箇所等の分析や施設の更新に役立てる

※ 3次元のデジタルモデルに仕上げや設備、コスト情報を追加し建築物のデータベースとする技術

○消費エネルギー解析に基づく自己最適化システム

- ・ネットワークを介して教育委員会事務局で消費エネルギーを一元管理する
- ・冷暖房等の設備機器をインターネットに接続し（IoT）、AI による気象情報データ等の解析に基づく運用により省エネ対策を図る

（4）ICT 環境の整備課題

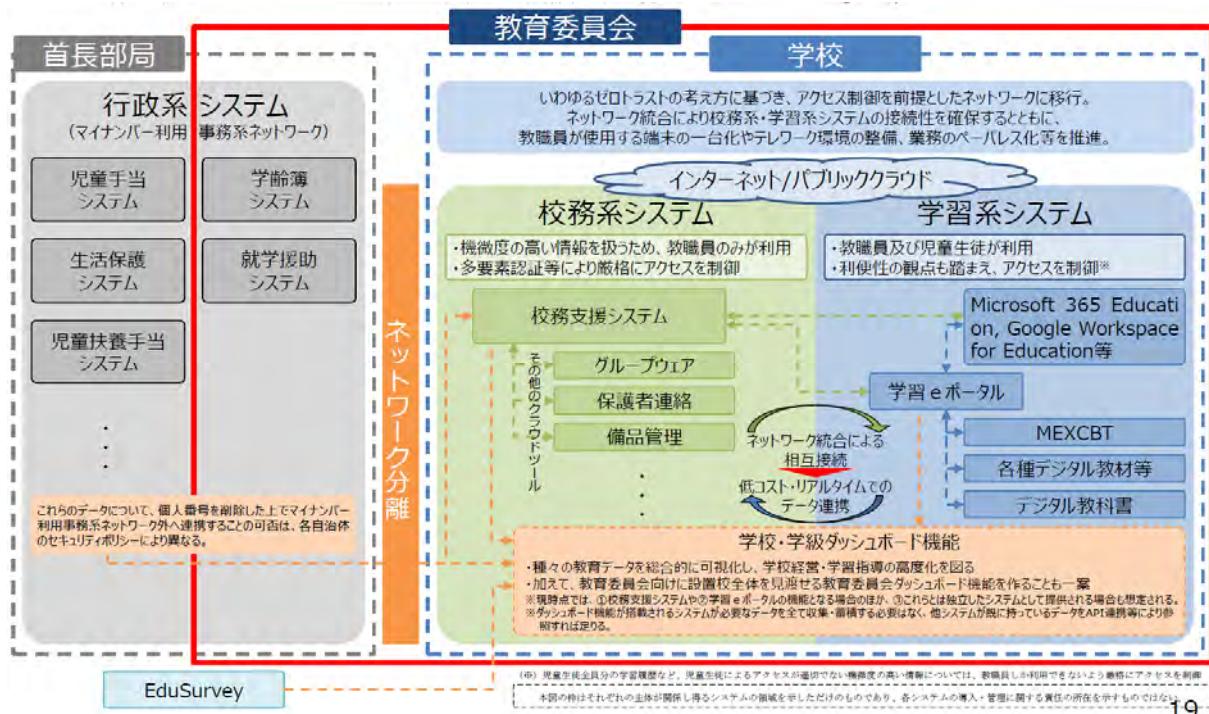
①情報技術の発展を踏まえた基盤整備

○新校におけるネットワーク整備は数年先となる。その間もデジタル技術の発達は進むため、現時点の取り組みに留まらず、将来性をふまえた整備計画を立てる必要がある。

○従来のオンプレミス方式のネットワークからパブリッククラウドベースのネットワークに変わることの可能性が高いことから、ゼロトラストセキュリティ等の導入について検証する必要がある。

○文科省では「GIGA スクール構想の下での校務 DX について」を令和 5 年 3 月に公表している。ダッシュボード機能を活用した教育データの分析と教育活動への利活用や学習系と校務系のネットワーク統合を前提とした次世代校務システムに言及している。新校ではこうしたシステム

構築を見据えた整備計画を立てることが望まれる。



次世代校務 DX を支える ICT 環境イメージ

(GIGA スクール構想の下での校務 DX について 令和 5 年 3 月 文科省)

②人的体制の構築

○DX アドバイザーなどの活用

- ICT/IoT の活用には ICT に長けたファシリテーター、アドバイザーの支援が求められる。文科省の学校 DX 戦略アドバイザー事業等から人的支援を受けることがあり得る。

清瀬市地域防災計画 抜粋

(震災編第2部第8章 第1節～第2節2まで)

第8章 避難所運営対策

第1節 対策の全体像

1 本章における対策の基本的な考え方

- ・住民の避難に備え、事前に指定避難所を指定し、発災時の避難所運営体制を整備しておくことが必要である。
- ・本章では、避難所運営対策として、避難所及び福祉避難所の整備、管理運営体制の整備に係る取組を定めている。

2 現在の対策の状況

- ・指定避難所 26か所の指定(令和4年4月現在：資料編 資料第7、第17参照)
- ・福祉避難所 23か所の指定(令和4年4月現在：資料編 資料第9、第17参照)
- ・市民向けの「清瀬市避難所運営の手引き」(平成25年度策定：令和3年3月改訂)をホームページにて周知している。
- ・学校避難所運営協議会の設置(令和4年4月現在 14校)
- ・清瀬市福祉避難所開設運営の手引き(平成29年6月)の策定

3 課題

- ・避難所及び福祉避難所の資器材の整備
- ・避難所の収容人数が超過した場合の対策
- ・市職員及び市民の避難所管理運営の周知
- ・避難所における女性や要配慮者のニーズに応える体制の整備
- ・福祉避難所の整備及び開設・運営
- ・各学校避難所運営協議会による自主的な避難所運営体制の構築
- ・公共施設再編に伴う避難所の確保
- ・避難所運営における性別による役割分担の偏り

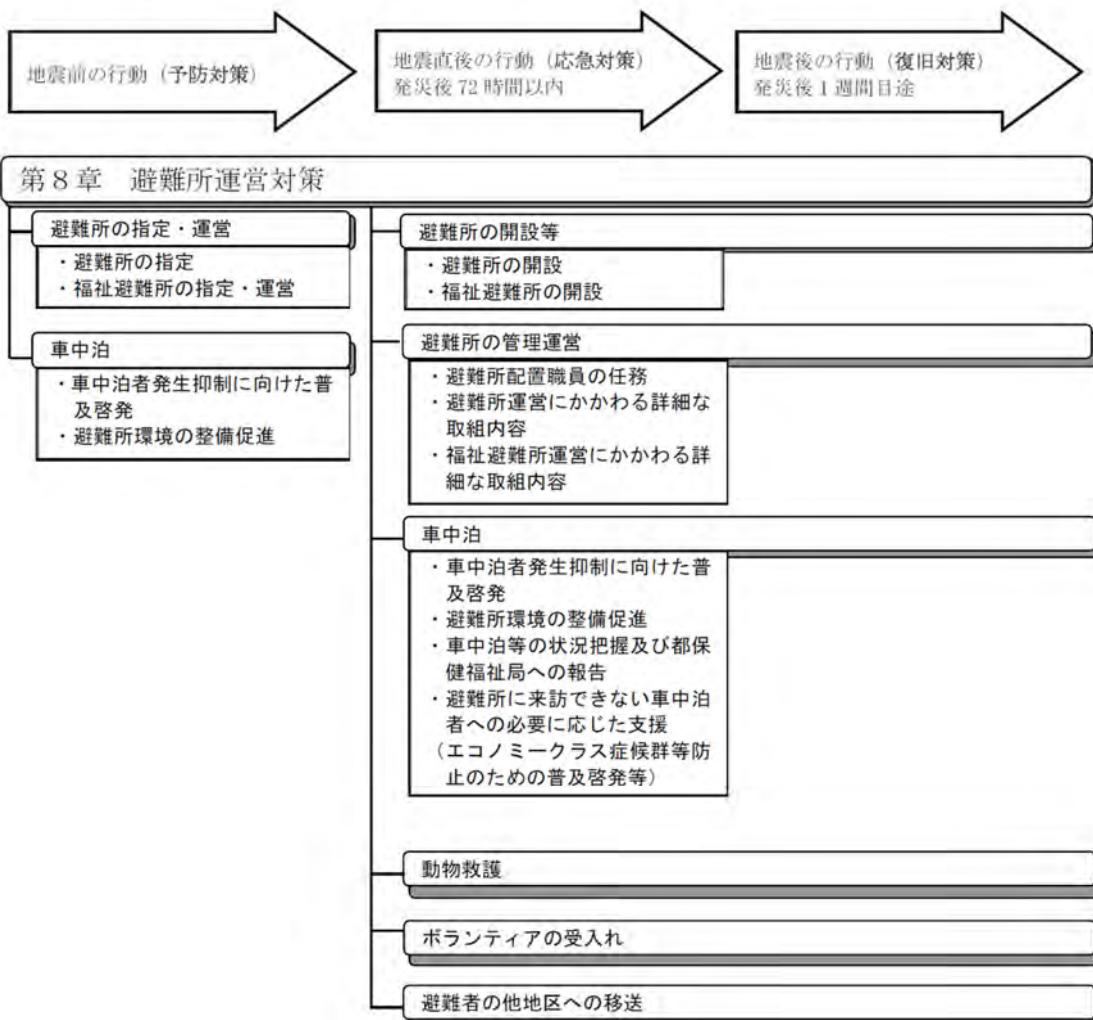
4 主な対策の方向性

- ・早期に指定避難所及び福祉避難所に指定された施設に資器材を整備
- ・指定避難所及び福祉避難所の管理運営体制の充実
- ・市民向け「清瀬市避難所運営の手引き」の継続周知
- ・清瀬市災害対策本部設置・運営マニュアルによる職員の避難所管理運営の周知徹底

5 到達目標

- ・各学校避難所運営協議会により自主的な運営体制の確立
- ・避難所、福祉避難所に避難する市民に対して、プライバシーの保護等の生活環境を確保する。(女性や要配慮者の視点を踏まえた避難所運営体制の確立)
- ・避難所の責任者や副責任者等の少なくとも3割以上が女性になるようにする。

6 具体的な取組



第2節 予防対策

1 避難所対策 《防災防犯課・教育総務課・各公共施設主管課・清瀬消防署》

(1) 対策内容と役割

機関名	対策内容
市 市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○「清瀬市災害対策本部設置・運営マニュアル」に基づく、避難所管理運営の周知及び避難所配置職員の指定 ○市民向け「避難所運営の手引き」の周知 ○避難所となる学校ごとに、学校、地域住民の代表、自主防災組織等を構成員とした避難所運営協議会の設置・育成 ○公立小中学校の避難所の食料備蓄や必要な資器材及び台帳等の整備 ○「清瀬市立学校防災マニュアル」の周知 ○避難所に指定されている学校長は、「清瀬市立学校防災マニュアル」に基づいて、避難所の開設や運営の支援活動を行い、避難所の本部設置場所や初期受け入れ場所など、学校施設の利用区分と教職員の役割分担を予め定めておく。 ○福祉避難所運営についても、地域住民と協働で避難所ごとに「福祉避難所開設運営マニュアル」を作成し、管理運営にあたる。
清瀬消防署	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所における防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況の確認 ○「避難所の防火安全対策」の基準策定等により、市の避難所運営支援 ○避難場所、避難道路周辺の水利整備に対し、市と連携し推進する。

2 避難所の指定・運営対策 《防災防犯課・教育総務課・各公共施設主管課・福祉総務課・生活福祉課・障害福祉課・介護保険課》

(1) 避難所の指定・運営対策 《防災防犯課・教育総務課・各公共施設主管課》

市が設置する避難所の指定基準は、次のとおりとする。

ア 避難所の指定基準

- (ア) 避難所は、原則として小中学校通学区域を単位として指定する。
- (イ) 避難所は、原則として耐震・耐火・鉄筋構造等を備えた公共建物等(地域市民センター・学校等)を利用する。
- (ウ) 避難所に受入れる被災者数は、概ね居室 3.3 m²当たり 2 人とする。ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(東京都避難所管理運営の指針別冊)」を参考にする等、避難所が過密にならないよう努める。
- (エ) 災害対策基本法施行令第 20 条の 6 に掲げる基準

第6回清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会 参考資料2

イ 避難所運営の対応

- (ア) 本計画において、あらかじめ避難場所及び避難所(福祉避難所含む。)を指定し、住民に周知しておく。避難場所等の災害種別や避難場所と避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (イ) 避難所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害種別に対応した避難所等であるかを明示した上で、標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (ウ) 指定した避難所の所在地等については、警察署等関係機関に連絡するとともに、様式に基づき、都福祉保健局に報告するものとする。都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム(D I S)への入力により行う。
- (エ) 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、また消防用設備等の点検を確実に行う等、計画的に安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの保護や生活環境を保つよう努めるものとする。
- (オ) 市民の避難先の目安となる避難所を地域・町丁目単位で指定しておく。(資料編資料第8参照)
- (カ) 避難所ごとに避難所運営協議会を設立し、「清瀬市避難所運営の手引き」を活用し、訓練検証を行い、自主的な避難所運営が円滑に進むよう日頃から活動を行う。
- (キ) 避難所運営の手引きを活用した訓練を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
- (ク) 避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。
- (ケ) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (コ) 指定管理者制度導入施設については、施設管理者との協力体制の構築を図る。

ウ 避難所運営にかかる詳細な取組み

避難所の運営は、「清瀬市避難所運営の手引き」を参考に、次のとおり取組むものとする。

(ア) 避難所としての整備

- ① 避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、段ボールベッド、非常用電源、防災行政無線等の通信機器等のほか、空調(停電対応型空調)、洋式トイレ、バリアフリー対策など要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。
- ② 避難所では、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。
- ③ 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話(特設公衆電話)やWi-Fiアクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。
- ④ 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(w e b 171)等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。

第6回清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会 参考資料2

(イ) 避難所運営・生活ルールについて

- ① 避難所の運営において、管理責任者に少なくとも3割以上の女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

- ② 高齢者や乳幼児等には、比較的住環境の良い場所を割り当てられるよう努める。

(ウ) 避難所の情報連絡について

人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。

(エ) ボランティアの受け入れについて

避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る。

(オ) 避難所の安全・衛生管理について

- ① 避難所運営協議会の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。

- ② 都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制の整備に努める。

- ③ 避難所運営協議会の中に、衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。

(カ) 在宅避難者のための支援

在宅避難者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与についても避難所生活者と同様に行えるよう、必要物資の把握、調達、配布の体制を整備する。

(2) 福祉避難所の指定・運営対策 《福祉総務課・生活福祉課・介護保険課・障害福祉課》

ア 社会福祉施設等を活用し、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者に対し、医療や介護などのサービスを提供できるよう福祉避難所を指定しておく。(資料編 資料第9参照)

イ 福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえバリアフリーを備えた建物を指定する。

ウ 指定した福祉避難所の所在地等は、様式に基づき都福祉保健局に報告する。

エ 福祉避難所に指定した建物については、通信手段、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、日頃より避難所機能の強化を図るものとする。

オ 福祉避難所の運営の指針となる「清瀬市福祉避難所開設運営の手引き」を作成する。

カ 福祉避難所についても避難所と同様に福祉避難所ごとに地域住民と協働で市民向け「福祉避難所運営マニュアル」を作成し、訓練検証を行い避難所運営が円滑に進むよう日頃から活動を行う。

キ 市内の福祉避難所で対応困難になった場合、市外の福祉避難所等に一時的に避難行動要支援者を避難させることも想定されることから、他県及び市区並びに関係団体との協力関係を構築しておく。

第6回清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会 参考資料3

清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針 抜粋（令和2年5月）

第1章 学校教育が歩むべき道のりと今後の清瀬市立学校が目指す姿

4 今後の清瀬市立学校の校舎イメージ

(1) 校舎の基本イメージ

令和元（2019）年度に策定された清瀬市公共施設再編計画では、清瀬市が市民にとって生涯住み続けられるまちであるために、「コミュニティの維持・活性化」と「公共施設の持続可能性」の両立を目指し、公共施設が持つ多様な機能を集約することで公共施設運営の効率化と行政サービスの利便性の向上を図ることとしています。

学校をはじめとして、子供の居場所や住民の交流の場など、地域ごとに複数ある公共施設（以下、「地域レベルの公共施設」と表記。）は、小学校に貸館、学童クラブ、児童館、図書館など地域コミュニティ関連の施設を、それぞれの動線を分けることを前提としながら集約・複合化し、子供だけでなく地域のあらゆる人が集まる「地域の拠点施設」とする計画が示されています。

このことによって公共施設の延床面積の削減とコミュニティの再形成・活性化を同時に実現するだけでなく、3頁にある国「コミュニティ・スクール」のように、学校に集う多様な専門性を持つ人々と協働することで、「地域と共にある学校づくり」が進められ、子供たちの教育が一層充実することが想定されます。



図 1-3 「地域の拠点施設」のイメージ

清瀬市立学校施設のスポーツ及び遊び場開放に関する規則(一部抜粋)

清瀬市立学校施設のスポーツ及び遊び場開放に関する規則(一部抜粋)

(学校施設開放の日時)

第5条 学校施設開放の日時は、別表の範囲内で学校行事等に支障がない日時とする。また、委員会が必要と認める時には、これを変更し、またはこれを中止することができる。

(利用条件)

第6条 スポーツ開放は、清瀬市内に在住または在勤し、もしくは在学するもので構成された10人以上の団体とし、かつ当該団体に利用責任者としての成人（市内在住・在勤・在学）が含まれていることとする。ただし、教育長が特に必要と認める場合には、この限りでない。

2 遊び場開放は、幼児（保護者の付添いのあるもの）及び児童を対象とし、安全な遊びに限り開放する。

(団体登録)

第7条 スポーツ開放を利用しようとする団体は、学校施設スポーツ開放団体登録申込書（様式第1号）により、定められた期間中にあらかじめ委員会に登録の申込をしなければならない。また、登録後に変更事項等が生じた場合は変更・取消申込書（様式第2号）により手続きをしなければならない。

2 委員会は前項の規定による登録の申込があった場合に、その適否を判断し、適正であると認めるときはその旨を開放学校の校長に通知するものとする。

3 団体登録の有効期限は、登録の日から当該日の属する年度の末日までとする。

4 委員会は同条第1項の規定による申込があった場合には、管理の安全上必要な条件を付すことができる。

(利用手続き等)

第8条 スポーツ開放を利用しようとする団体は、利用する日の前月初日から20日までの間に学校施設スポーツ開放利用申込書（様式第3号）を校長に申請しなければならない。

(利用禁止)

第9条 学校施設開放の利用が、次の各号の一に該当する場合は、その利用を認めないものとする。

(1) 特定の政党、もしくは公選による公職の候補者を支持し、またはこれに反対するための利用、その他政治的活動のための利用

(2) 特定の宗教を支持し、またはこれに反対するための利用、その他宗教的活動のための利用

(3) もっぱら営利を目的とするための利用

(利用中止)

清瀬市立学校施設のスポーツ及び遊び場開放に関する規則(一部抜粋)

第10条 委員会は、この規則もしくはこの規則に基づいてなす指示事項に従わない利用者に対して、利用の中止を命ずることができる。

(利用注意)

第11条 利用者は、学校の施設、設備をき損、もしくは亡失したときは、その弁償の責任を負うものとする。

2 学校管理上の責によらない事故により、利用者が死亡または負傷したときは、当事者がその責任を負うものとする。

(利用者の責任)

第12条 利用者は、次の事項を守り、学校施設開放に協力しなければならない。

- (1) 利用者は、すべて開放学校長がなす指示または規制事項に従うこと。
- (2) 危険防止、事故防止につとめること。
- (3) 衛生的に利用すること。

別表 (第5条関係)

開放する日	体育館	校庭 (5月～10月)	校庭 (4月～11月)
日曜日など(日曜日、祝日、長期休業日)	午前9時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午前9時から 午後4時まで
土曜日	午後2時から 午後9時まで	午後2時から 午後5時まで	午後2時から 午後4時まで
平日	午後6時から 午後9時まで	放課後(学校が定める時間)から 夕やけこやけチャイムまで(遊び場開放のみ)	

- 1 12月29日から翌年1月7日までは、上記から除くものとする。
- 2 日曜日等におけるスポーツ開放で、当該児童、生徒が所属する団体が校庭を利用する場合、または特別の理由がある場合は、教育長と協議し、上記の時間を開放学校長において変更することが出来る。
- 3 スポーツ開放時間は最大2時間単位とする。ただし特別の理由がある場合は開放学校長において変更することができる。

令和4年度 学校施設スポーツ開放利用方法

令和4年度 学校施設スポーツ開放利用方法

1 全員共通

3月1日（火）～3月22日（火）の期間中に、生涯学習スポーツ課（市役所2階6番窓口）にて、同封の団体登録申込書で団体登録を行っていただきます。

※代表者は成人とし、市内在住・在勤・在学の方のみとさせていただきます。

※団体登録用紙では、構成員の必要事項ももれなくご記入下さい。

※登録がない団体については、新年度から学校施設開放の利用ができなくなります。

2 体育館の鍵をお持ちの団体

団体登録の際に、体育館の鍵及びセキュリティーキーをお持ちください。当課にて付番しその場で返却いたします。（鍵に付番し、管理することでどなたが何番の鍵をお持ちか把握するためです。）

3 体育館の鍵をお持ちでない団体

郵送での提出が可能です。※郵送提出の場合は3月18日（金）必着厳守

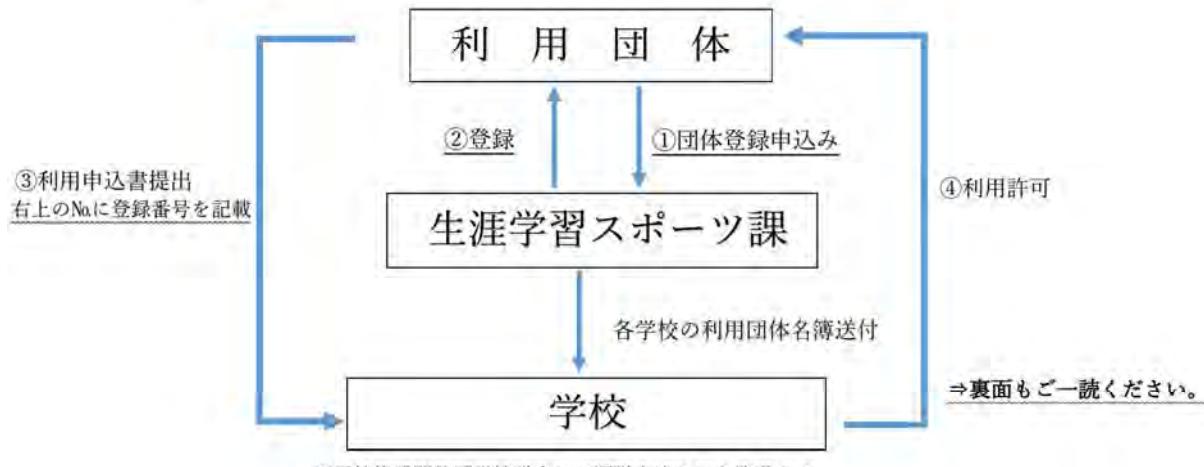
4 登録申込みの団体には3月22日以降に登録番号を郵送いたします。学校に提出する利用申請書の右上№に登録番号を記載し学校にご提出ください。（4月1日以降に学校に提出する場合は登録番号を記載の上、ご提出ください。）

※上記は新しく導入する“団体登録”的流れであり、利用する際の利用申込書（3枚綴り）を利用する学校へ提出する手続きに変更はございません。

なお今回の登録は令和4年度分の団体登録となり、有効期限は年度末（翌年3/31）までです。今後は毎年度ごとに更新していただきます。更新の時期はまた改めてご連絡します。

利用団体の皆様にはお手数をおかけしますが、学校の安全管理を強化する目的で実施いたしますのでご理解・ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

※利用方法フローチャート※③と④は従来通りです。



Q & A

◎複数団体の利用責任者を兼任している。

⇒お手数ですが、団体ごとの登録用紙のご記入をお願い致します。

◎1つの団体で複数の学校を利用している。

⇒登録用紙は1枚で結構です。利用学校名の記入欄がございますので、そちらに漏れなく利用する学校名をご記入下さい。(実際に利用している学校のみ)

◎もう今後利用することが無い。

⇒令和4年3月1日(火)から3月22日(火)の間に、体育館の鍵とセキュリティーキーをお持ちの方は返却していただきます。

◎登録番号はどのようなものが郵送されるのか

⇒記載していただいた利用団体登録用紙の下部に登録番号を記載し、その控えを送付いたしますので大切に保管してください。

◎代表者や連絡者以外が来庁しても良いのか。

⇒基本的には、代表者もしくは連絡者にご来庁をお願いしておりますが、ご都合がつかない場合は団体内の構成員(成人に限る)でも可能です。

その他ご不明な点がございましたら、生涯学習スポーツ課(042-497-1816)までご連絡ください。

新しい学校施設の夢を語り合おう

54



参考資料 5

第6回清瀬市新校開設に向けた
基本構想及び基本計画策定委員会

ワークショップの概要

日 時：2023年7月22日（土）10:00～12:00

会 場：清瀬市役所 研修室

テマ：「学校施設の地域利用について話し合おう」

内 容：第4回のワークショップは学校施設の地域利用（地域開放と避難所）をテーマとし、

使いたい施設、使いやすくなる工夫や配慮、学校と地域の関係づくりで大切にしたいことについて話し合っていただきました。当日は20名の参加があり、地域が利用する施設のあり方だけではなく、施設全般の意見や建設後の運営のあり方まで多くの意見をいただきました。ふせんを通して得られた主な意見をまとめます。

チーム 郷土愛

「みんなが楽しい学校」



＜使える工夫や配慮＞

○地域開放

- ・誰でも利用できるという点の防犯・安全対策 事前ネット予約等
- ・防犯として顔や指紋認証システム
- ・防犯としてスマホアプリの活用？？
- ・安全対策としてNPO法人など、管理運営を第三者に

○避難所

- ・学校に入った時によくわかる教室の案内表示
- ・避難所として使用できる教室の案内プレート 一目でわかる

＜学校と地域の関係づくり＞

○地域開放

- ・地域懇談会の実施
- ・清瀬の伝統文化を地域の方と学べる場

○伝承スタジオ

- ・NPO法人や消防署など講師を招く
- ・郷土愛を育む地域づくりの教育 子どもも大人も

○避難所

- ・運営会議への参加



チーム 子どもが一番

「子どもが一番」



＜使える工夫や配慮＞

○地域開放

- つかいわけ
- ・子どもと大人、使い方や内容によってすみわけができるように予約・申込

- ・予約システムが複雑だとめんどくさい
- ・団体ごとに予約や利用の調整ができる
- ・市の公共施設は携帯電話で予約できる

○雰囲気/デザイン

- ・公共っぽさがありすぎない方が子育て中のリフレッシュになる
- ・公共感をできる限り抑える

○コミュニティ

- ・多くの人と関わるようにしたい。

○セキュリティ

- ・入口は別に
- ・人がたくさん →たくさんの目で安心でも不審者も不安

＜学校と地域の関係づくり＞

○地域開放

- ・主役は「小学校の子供たち」の認識で。地域は2層まで（大人優先にしそうない）

＜施設全般・進め方など＞

- ・仮の計画ができあがったらもう一度ワークショップを開いて市民の声を開いてほしい
- ・施設に入ってみる機会（見学会、投票所）